

第3期横浜市障害者プラン中間見直し
市民意見募集の結果報告について

本市では、平成27年度から平成32年度までの6年を計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」について、**後期3年間の方向性をまとめ、9月から10月にかけて市民の皆様から御意見を募集しました。**

165人、5団体から合計353件の御意見を頂き、このたび、**意見の内容と本市としての考え方がまとまりましたので公表します。**今後、頂いた御意見等を踏まえ、原案を策定し、第3期横浜市障害者プラン改訂版を策定していきます。

1 実施概要

(1) 実施期間

平成29年9月25日（月）から10月25日（水）

(2) 資料配付数

- ・リーフレット 3,400部
- ・詳細版 2,500部

(3) 周知方法等

ア リーフレット及び詳細版の配布

市役所（市民情報センター）、区役所、障害者地域活動ホーム、障害者団体等

イ 市民説明会の開催 <延べ参加者数：116人>

- ・10月12日（木） 10時30分～12時30分 （会場：横浜ラポール）
- ・10月14日（土） 14時00分～16時00分 （会場：ウィリング横浜）
- ・10月20日（金） 10時00分～12時00分 （会場：旭区区民文化センター）

ウ 障害関係団体への説明

エ 本市ウェブサイト、広報よこはま10月号への掲載 等

2 今後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
平成29年12月～	第3期横浜市障害者プラン改訂版 原案の策定
平成30年3月	第3期横浜市障害者プラン改訂版 確定

3 意見の概要

(1) 意見提出者数：165人， 5団体

内訳	電子メール	39人
	郵便	43人
	FAX	2人
	直接持参	0人
	市民説明会	44人
	その他（窓口持参、障害関係団体説明・意見交換など）	37人
	※ 意見書等提出団体 ◆横浜市精神障害者地域生活支援連合会◆横浜市自閉症児・者親の会◆3連絡会（横浜市グループホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市地域活動ホーム連絡会）	5団体

(2) 意見総数：353件

ア プランに掲げる5つのテーマ別内訳

テーマ1 出会う・つながる・助け合う	67件
テーマ2 住む、そして暮らす	102件
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	46件
テーマ4 いきる力を学び・育む	76件
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	36件
計画全体に関する御意見	17件
その他	9件

イ 提出された御意見への対応の内訳

意見の趣旨が計画に含まれるもの	53件
計画に反映するものや、今後対応していくもの	24件
計画推進の参考とさせて頂くもの	211件
その他（個別的な意見、感想など）	65件

4 意見の内容と本市の考え方

※ 「意見の内容」は、意見提出者の住所及び氏名などの個人情報等を除き、原則提出された意見の原文を掲載しています。

(1) 意見の趣旨が計画に含まれるもの

	意見の内容	本市の考え方
テーマ1 出会う・つながる・助け合う		
1	<p>テーマ4のいきる力を学び・育むについて。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に取り組めるサービス、イベント等を作って欲しい。 ・障害があっても、色々社会の事が学べる場が欲しい。 	<p>本市では、普及啓発活動として、障害者週間を利用し、各区地域に応じた様々なイベントを開催しております。今後も御家族でふれあえる事業を推進してまいります。</p>
2	<p>私の妹はで右目失明、左目が弱視です。弱視に加え緑内障になり、失明の危険にさらされています。まだ子供がいます。少しでも目の不自由な人のために地域社会でサポートできるようなイベントをしてください。</p>	<p>各種イベント等を通じて、障害児・者と出会う場づくりを進め、障害に対する理解を促進してまいります。</p>
3	<p>それぞれの障害のある人達が、地域の中で、実際に色々な支援を受けながらで生き生きと暮らしているんだよというのが、意外と知られていない。いわゆる共生していくということを、どのように市民に知らせていくかそれについて改めて考えていただけるとありがたい。</p>	<p>地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、当事者による障害理解のための講演会や作品展の開催など様々な取組を展開しています。こうした取組を障害者週間等あらゆる機会を通して発信します。</p>

	意見の内容	本市の考え方
4	<p>障害についての特性・特質を研究したり各施設は充実してきたようにも思います。各々の違いから施設設備を考慮した建物も必要だと思ひますし、家族や当事者が各々の時間を過ごせるようなサービスも大切なのだと思ひます。ただ分離された施策が多く、また経済のための施策も見られる気がします。共に過ごし合う、特性を活かせる事は働かせるのではなく、互いにできることとしていく、近年の「仕事」の捉え方を改めて考える必要があるのでは。大規模会社ではなく、小規模、自営の意義も様々な働き方の価値を認め事で、特質を活かせるのではないのでしょうか</p>	<p>地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、当事者による障害理解のための講演会や作品展の開催など様々な取組を展開しています。</p>
5	<p>テーマ1 出会う・つながる・助け合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動ホームや地域の防災訓練で家族や保護者も訓練に参加できるようにしてほしい。 ・特定の学校や施設だけでなく、色々な学校、施設が交流できるようにしてほしい。 ・一時的に接して、特別扱いされるだけでなく、長い時間一緒にいて身近な存在になるようにしてほしい。 ・(作業所で行っている中学校との交流行事について) とても楽しみにしています。人とのふれあいが、励みになります。 ・障害によって介助方法が違う点を周りにも理解してほしい。 	<p>今後も社会参加推進センターと連携して、障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進を図ります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
6	インクルーシブ教育のための環境充実とは？支援学級を増やすだけでなく、地域の学校で地域の子どもを共に学ぶ体制を整えてほしい。	引き続き、個々の障害の程度や状態に応じた必要な教育の場を充実しながら、子ども達の成長を促がせるよう、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。
7	「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について。 ・車椅子で歩いていると「じゃまだな！」とひどい事を言うて行く人たちがいます。車椅子に理解を。	今後も社会参加推進センターと連携して、障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進を図ります。
8	私たち当事者の家族は現場からの実情を、声を大にして発信していく事が大切であると思っています。	今後も社会参加推進センターと連携して、障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進を図ります。
9	目に見えない障害（自閉症）なので、外でうらしい時やいやな時、奇声を出してしまう。そして、うるさいと何度も怒られ、すごく周りの目が冷たく感じ、まだ目に見えない障害について、理解がない部分がとても多く、外出先や帰省するとき（新幹線）に乗っている時、とても困難。	今後も社会参加推進センターと連携して、障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進を図ります。

	意見の内容	本市の考え方
10	<p>・今でもグループホーム反対運動があり悲しくなります。障害があるだけで犯罪者みたいに思われているのが残念でなりません。以前、小学生に子供の身体障害について陰口を言われ、嫌な気分になった経験があります。住民の中で暮らすには日ごろからのお互いの信頼関係の構築、人脈作りはかかせないと思います。また知らないでイメージだけで意見を言われている方もいると思います。</p> <p>・福祉教育として、点字学習、車椅子やアイマスクの体験等に取り組まれている小中学校があり、身体障害への理解は進んでいると思います。しかし、障害当事者が不在の場合が多い様にも感じています。精神・知的障害児者、医療ケアを必要とする方など、目に見えにくい障害への理解も必要と感じています。</p> <p>・例えば、養護学校ではNPO法人のスポーツ団体を媒体に地域交流の取り組みを始めました。スポーツを通し、施設開放やイベントなどで地域の方に学校に来ていただき、知っていただく趣旨のものです。県の学校施設開放事業、障害理解促進事業の一環で、当面3年間の予算が組まれています。このような事業を突破口とし、横の広がり大きくし実際に障害のある方の理解を地域に推進していきたいです。</p>	<p>今後も社会参加推進センターと連携して、障害者本人及び家族による普及・啓発活動の推進を図ります。</p>
11	<p>取組1-1 普及啓発について。セーフティネットプロジェクト横浜の活動は、災害ボードを作った以外に、目に見える活動がない。活性化のための具体策を検討すべきではないか。</p>	<p>セーフティネットプロジェクト横浜は、災害用を含むコミュニケーションボード作成以外にも、地域に出向き、防災拠点、自治会、民生委員等に障害理解に向けた出前講座を行っております。</p>

	意見の内容	本市の考え方
12	副学籍による交流教育の推進よりも、個別級と交流級、または個別級の中にも幅広くいろいろなタイプの方がいるので、その中でお互いの理解が深まる取組が必要なのではと思っておりましたが、「手引きがあり改訂される」との事で、副学籍による交流教育が行われる事から良い影響に繋がる事もあるのかもしれないと思いました。	頂いた御意見を踏まえ、引き続き、一般学級と個別支援学級の交流を推進するとともに、副学籍による特別支援学校の子ども達と地域の学校との交流及び共同学習を推進します。
13	親亡き後が一番心配です。横浜市には「後見的支援制度」がありますが、「具体的な課題を直接解決するのではなく、見守りの中で支援する」という腰の引けた制度という感じを否めません。介護保険のように、障害者個別毎に担当するケアマネージャーを決めて地域生活を支援する体制を作ってほしい。	介護保険制度における介護支援専門員（ケアマネジャー）と同様に、障害福祉サービスにおいても相談支援専門員による支援が実践されています。この相談支援専門員は障害福祉サービス等を利用する方を対象としており、障害のある本人の今後の生活の希望等を踏まえたサービス等利用計画を作成するとともに、定期的な訪問による状況確認やサービス調整等により、障害のある方の地域生活を支援しています。
14	障害別あるいは機能的にさまざまな相談窓口や支援機関が区別にあるいは方面別にあり、複雑でわかりにくいと思います。市民説明会の資料に相談システムの整理とありますが、法人地活が交通整理をするような位置づけにしたらいと思います。	社会福祉法人型地域活動ホームに設置している基幹相談支援センターは、区役所や精神障害者生活支援センターとともに、地域の相談支援の中核機関として位置づけています。
15	ご家族等が近くにおられることが力強く安心のことと思いますが、内なる深刻な心の悩みは、総てを熟知、信のおける権威なる窓口が要。ここから個々の専門相談支援部門へ連携アシストをして流れをつくる。こころの悩みの初期段階で相談総てをジャストタイムで対応する窓口を区役所に設置。	区役所及び基幹相談支援センターでは、障害種別を問わずあらゆる相談に対応し、精神障害者生活支援センターとともに、問題が深刻化する前の早い段階で適切な支援を届けられるよう取り組んでいます。

	意見の内容	本市の考え方
16	相談支援について。利用者の周知も必要だが、相談員の研修もやってほしい。頼りにならない。3つあるが、家族が伴っていない。職員の充実を。	本市が主催で相談支援従事者を対象とした研修を実施しています。また、各区障害者自立支援協議会相談支援部会においても、相談支援従事者を対象とした研修や事例検討会等を開催し、人材育成に取り組んでいます。
17	ピアサポートの専門員の養成研修を社会復帰促進センターに委託しているが精神障害もやってほしい。やりますと明記してほしい。確かにいろいろやっているが、身体障害・知的障害についてが中心である。この間精神の施策は後退している。	ピア相談事業は、横浜市障害者社会参加推進センターへの委託により実施しています。精神障害のある方からの相談が多い状況にあります。
18	取組1-2相談・支援について。ピアサポート専門員の養成研修について「社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談を検証し、当事者による相談支援を推進します。」となっているが、この中に精神障害者を対象とした事業は行っていない。精神の当事者のピアサポート専門員研修を明記してください。	ピア相談事業は、横浜市障害者社会参加推進センターへの委託により実施しています。精神障害の分野では、御家族による当事者相談を実施しています。
テーマ2 住む、そして暮らす		
19	親が体を壊したとき、施設・グループホームと選べる事ができない現状です。施設しかなかったとき、生活は一変します。今までできた事が全てできなくなります。何もできなくただ生きているだけになります。せめて他の活動ホーム等にディサービスを受け入れていただければ、昼間の生活が充実します。	地域活動ホームでは、一時ケア事業やショートステイを実施しており、緊急時等の一時的な受入れを行っています。また、日中一時支援事業や短期入所事業を実施している施設でも同様の受入れを行っています。
20	グループホーム等、住まい整備を進めてください。	障害者グループホームについては、毎年200人分のグループホームを新設することを推進しています。

	意見の内容	本市の考え方
21	退院からグループホームへの移行には、ハードルが高い。その中間の支援制度はないのか	国では、障害者支援施設等の入所中又は精神科病院に入院中に、グループホーム等の空室を活用し、体験的な宿泊支援を行うことによって円滑な移行につなげていくことを想定しています。
22	一番できていない行動障害をどう解決するのか、グループホームの数だけでなく検討して欲しい。	行動障害については、障害福祉サービス事業所等に向けた支援力向上に係る研修や、発達障害者地域支援マネージャーによるコンサルテーション等を行っています。
23	高齢者向けのグループホームというのがこれからニーズが高まってくると思う。	グループホームのバリアフリー改修など高齢化等に対応する「高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業」を着実に推進します。
24	退院促進は進んでいるのでしょうか。ピアサポーターを活用した退院促進を望みます。	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障害者等の地域移行については、引き続き推進してまいります。
25	居住支援政策を全体的に作ってほしい。長期入院の受け皿の整備が障害者プランに明記されていない。	本市では、精神障害者の地域生活を支援するための精神障害者生活支援センターを各区に設置し、身近な地域での支援に取り組んでいます。精神科病院に入院している患者の早期退院を目的に、地域への移行・定着を促進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けるなど、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムを構築してまいります。
26	訪問介護の充実を図り、在宅やグループホームに住む障害者を一緒に支えて欲しい。	頂いた御意見を踏まえ、今後も推進してまいります。
27	加齢に伴い医ケアが必要になると、重心をやっていない法人が医ケアをすることになるので、こうしたものは必要。さらに、訪看の充実も必要。	医療的ケア児・者等に対し、医療と福祉などの多分野にまたがる支援の利用などを調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供を図ります。

	意見の内容	本市の考え方
28	障害のある方が、一刻も早く安心して地域の中で生活できるようにその支援機能を持った拠点の早急な整備をお願いしたい。	本市では、障害のある方が安心して地域で暮らせるよう法人型地域活動ホームや精神障害者生活支援センターを整備してきました。 今後、これらの施設が連携して相談、緊急時の受入れ、グループホームの空き状況の集約等を行うネットワーク型の「地域生活支援拠点」の機能を18区に構築するなど生活支援の強化を図ります。
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす		
29	「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について。 長い期間見てくれるかかりつけの病院をもっと増やしてほしい。	疾病や障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を引き続き実施し、医療環境の充実に努めます。
30	知的障害者対応専門外来について市内3病院で実施中ということですが、その医療サービスを充実させることを検討して欲しい。例えば、「サービス日数の増加」や「予防医療の観点から人間ドックなどの受付実施」「病院の数を増加」などが挙げられる。よろしくお願いします。	専門外来については、平成29年度中に4病院目の実施を予定しています。医療サービスの充実や日数の増加については、今後検討します。
31	制度の谷間に陥っている当事者（医療ケア等）の施策への配慮をお願いいたします。	計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。
32	生命の危機、心強い安心を頂きました。効あるものに向けてクイック対応、円滑な情報を発信してください。	引き続き精神科救急医療体制を推進していきます。
33	「3-2. バリアフリーの推進（詳細版P51 関連）」について。 バリアフリー基本構想の更なる新規策定・推進をお願いいたします。	これまで18区26駅周辺においてバリアフリー基本構想を策定しました。引き続き駅周辺におけるバリアフリー基本構想の策定に取り組んでまいります。

	意見の内容	本市の考え方
34	学校施設のバリアフリーについて、エレベーターの設置を早急に進めるべきです。エレベーターがなければ、車いすの児童はインクルーシブ教育にも参加が困難であり、車いすの児童の入学・通学をそもそも認めていないような姿勢に見える。	車椅子を使用する児童・生徒の在籍状況などに基づき、学校と協議の上で整備を進めています。
35	公共交通機関のバリアフリー化について、ノンステップバスの普及が全く足りていません。車いすでは乗れない。早急に改善してゆくようにしていただきたい。	本市では、民営バス事業者等に対して、ノンステップバス車両購入費の一部に補助金を出し、導入を推進しています。今後も、ノンステップバスの普及促進を図ることにより、高齢の方や障害のある方々の公共交通機関の利用環境を改善し、福祉のまちづくりを推進してまいります。
36	市民後見人バンク登録者の養成、確保についても積極的に進めてください。	既に第3期養成まで終了していますが、市民後見人の受任状況を踏まえ、今後の養成について検討を進めてまいります。
37	障害者支援施設のスタッフによるひどすぎる事件や実際に学校の先生が手を上げたり、酷い扱いをすところを見たり聞いたりします。自分に何があったか伝える事ができない子もいます。明るみを出ていない方が多いかもしれません。監視カメラはスタッフが自由に操作できるでは意味がありません。きっちとした管理の上で、第三者にお願いするなど子ども達を守るために必要だと思います。	学校教育の場で、御指摘のようなことが起きないように、引き続き、障害理解や指導方法についての校内研修を実施していきます。 また、障害者虐待の防止に向けて、今後も周知啓発や研修を行ってくとともに、案件が生じた場合は施設等に訪問し状況の把握を行ってまいります。
テーマ4 いきる力を学び・育む		
38	地域訓練会について、推進とのことですが、児童発達支援事業所の増加によってさらに利用者が減るようにも思います。訓練会には大切な役割があると思いますので、広く周知、支援していただければと思います。	関係機関とともに、地域訓練会活動の分かりやすい周知に引き続き取り組むとともに、参加しやすい工夫等を検討してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
39	各サービスを計画に基づき充実していくことは重要ですが、それとともにサービスの質を確保する方策も必要ではあると考えます。特に計画を上回る実績が達成できているサービスについてはこの点が重要であると思います。(放課後デイサービス、就労移行支援事業など)	放課後等デイサービス事業については、現在も事業所への実地指導や研修を行い、サービスの質の確保に向けての取り組みを実施しておりますが、今後も質の確保にも努めながら計画を推進してまいります。
40	児童発達支援と放課後等デイサービスが目標値を上まわる量となっており、さらに増やす計画となっています。急激に増えており、質はどうか、ある程度の療育の質が保たれているのか、心配です。	現在も事業所への実地指導や研修等を行い、サービスの質の確保に向けた取り組みを実施しています。今後も質の確保にも努めながら計画を推進します。
41	放課後等における居場所の充実については、放課後デイサービスの事業所は、丁寧なところと雑なところの差が激しく、運営の不十分な事業所について、きちんとした行政の指導を期待します。	現在も事業所への実地指導や研修等を行い、サービスの質の確保に向けての取り組みを実施しておりますが、今後も質の確保にも努めながら計画を推進してまいります。
42	中間見直し詳細版 69 ページに掲載されている「私立幼稚園等特別支援教育費補助事業」について利用目的が不明瞭です。障害児への支援職員の配置を実施している園もある一方、スタッフ配置はありません。特に施設面や教材等の特別な配慮も得られない円もあり、補助金が何に使われているか全く分からない園もあります。各園での補助金の額や何に使われたのかを明示できるよう、指導・義務化してほしいです。まずは各園での利用状況を調査して欲しいです。横浜市は公立幼稚園がありませんので「私立の学校法人の方針や経営については口出しできない」という理由は許されないと思います。	人件費や教材・教具の購入や障害に関する研修会参加や医療機関との相談連絡など、特別な支援が必要な園児の教育に役立てる経費に対して補助をしております。頂いた御意見を踏まえ、特別支援教育の振興となるよう、着実に計画を推進してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
43	私立幼稚園の経費の一部を補助し、障害児の教育に役立てる特別支援教育費補助事業とあるが、実際は、「補助金が少なく加配先生を雇えるほどではないので、別の用途に使った」と園長から言われた。幼稚園等の教育者の指導をしてほしい。	特別な支援が必要な園児の教育に役立てる経費に対して補助をしております。頂いた御意見を踏まえ、特別支援教育の振興となるよう、着実に計画を推進してまいります。
44	「テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ」について。 ・ガイドヘルパーさんを増やして欲しい。	本市では平成22年度から、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し、人材確保を図っています。今後も継続して事業を行うことにより、多くのガイドヘルパー育成に努めます。
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ		
45	障害者でも差別なき企業で働ける事を望みます。自立できることが大切だと思うので、働ける人は、一般の方同様賃金であることが良いと思います。	企業の障害者雇用の促進を図るため、セミナーやシンポジウム等を開催しています。神奈川県労働局や県と連携し、企業の相談にも対応します。
46	もっと仕事ができますようにしてください。一般の仕事をやりたいです。増やしてほしい。仕事をです。	施設から一般就労への移行を推進するため、施設の職員を対象に障害者を雇用する企業での就業体験を実施するなど職員の就労支援スキルの向上や就労に向けた意識付けに取り組んでいます。 併せて、就労支援センターによる支援や、セミナー等を通じ、企業への啓発を進めます。
47	働く場・賃金の昇給（作業所など）を求む	よこはま障害者共同受注総合センターを設置し、企業・行政から障害者施設への発注を増やすことにより、社会参加の促進や工賃の向上を図っています。
48	「テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ」について。 ・車椅子タクシーを増やして欲しい。今は台数や会社が限られてしまっている為、断られてしまう事が多く、利用したいときに使えない。	ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）については、車両購入費の一部を補助し、導入を推進しており、平成24年度から28年度までに累計76台の補助を行いました。引き続き普及促進に取り組みます。

	意見の内容	本市の考え方
49	電動車椅子でも乗れるUDタクシーがありません。重度の人でも乗れるUDタクシーを増やしてほしい。	ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）については、車両購入費の一部を補助し、導入を推進しており、平成24年度から28年度までに累計76台の補助を行いました。引き続き普及促進に取り組めます。
50	移動支援は社会参加・教育など人として極めて根源的な権利を保障するために欠かせないものです。現在語られている課題はすでにとっくに明らかになっているものであり、解決のための具体的な取り組みを進めてください。特に通学が滞っていることの重大さを認識してください。	頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
51	2020 オリンピック・パラリンピックの東京開催は、障害者スポーツ・文化活動を日本に根付かせる絶好のチャンスであると思います。今回のプランの見直しは、まさに時期が重なり、横浜での取組が期待されます。障害がある人もない人も、共にスポーツや文化を楽しむムーブメントを起こし、それを横浜でのレガシーにできれば素晴らしいと思います。そのためには総合的に行うではなく、戦略が必要であると考えます。幸い文化芸術面ではパラトリエンナーレや心魂プロジェクトにより舞台芸術において横浜らしい先駆的な取組があります。また、スポーツではボッチャが特色があり、気軽に取組めることから、市内各地で障害のある人もない人もともに楽しむ機会が増えているように思います。こうした動きを支援し、2020に「横浜」を内外に発信できたら素晴らしいと思います。	東京2020オリンピック・パラリンピックは、障害者スポーツ・文化活動支援の好機として捉えており、着実に取組を推進します。

	意見の内容	本市の考え方
計画全体に関する意見等		
52	元の自分にと寛解へと就労の期待を目前に自死、薬物の副作用に手遅れの身体合併症など、多くの方がQOLの負が重く短命です。精神障害者の生きうる権利の支援の助として調査統計をお願いしたい。	精神障害のある方が、地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携して、地域生活を支援します。調査統計については、「よこはま保健医療プラン」に掲載しています。
53	法改正により障害児福祉計画を切り分ける形になりましたが、障害児者のサービスの一貫性が失われることのないよう十分配慮をお願いします。	本プランは、「ライフステージを通じた一貫した支援」への視点を持ち、今後も障害児・者の施策を一体的に中・長期的なビジョンを持って推進してまいります。

(2) 計画に反映するものや、今後対応していくもの

	意見の内容	本市の考え方
テーマ1 出会う・つながる・助け合う		
1	取組1-1 普及啓発について。地域共生社会に向けた取り組みについて、何をするのか何も書いていない。具体策を明示してほしい。	地域共生社会の取組として、障害者週間等を利用し、各区地域に応じた普及啓発の取組について記載したいと考えます。
2	4校種図画工作・美術・書道作品展特別支援教育部門～つたえたい ぼくのおもい わたしのきもち～の開催について、〇となっていますが、私は知る機会がありませんでした。私自身が広報などを見落としていたのかもしれませんが、もう少し広報をして、より多くの方が参加できるようにするべきではないか、350万人のうちの1万人ではまだ少ないと思います。	頂いた御意見を踏まえ、より一層の事業周知・啓発に生かしてまいります。
3	障害者理解といっても、小さい頃から健常者と分かれている。教育委員会は無理というが、やはり統合教育を推進してください。	引き続き、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、取り組んでまいります。
4	計画相談事業所を増やし、その運営を支え、基盤を強くしてほしい。	計画相談支援の推進に向けて、取組を進めてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
5	計画相談支援について。平成 29 年度 245,000 人に対し実績見込み 8,000 人。平成 30 年度以降、実績を上げるための具体策は、どうするのか。100 パーセント達成するための具体策を明記してください。	頂いた御意見を踏まえ、目標達成に向けた具体策を明記します。なお、現在は、計画相談支援の推進に向けて、制度運用のルールを見直し、より実効性の高い取り組みを進めています。また、計画相談支援を実施する事業所の増に向け、引き続き本市全体で取り組みを進めます。
6	計画相談について、今後どのように変わっていくのか教えてほしい。	計画相談支援は、国の方針で平成 27 年度から障害福祉サービス等を利用する全ての方が対象となりました。現在本市では、当事者や御家族が「サービスについての意向確認書」を区役所に申請し、サービスの支給決定を行っています。この取扱いについては、計画相談支援が充足するまでの過渡期の対応であるため、平成 30 年度末までに終了し、それ以降は、計画相談支援の利用もしくは自分自身でサービス等利用計画を作成するセルフプランへの全面的な移行を目指します。
7	手話通訳や要約筆記者の派遣については書かれているが、視覚障害者にとっては点字の情報がまず必要で、次に必要なのが音訳の情報。こういったことが全く記されていない。全く考えられていないのか。	コミュニケーションに配慮が必要な人の対応に当たっては、配慮に係る本人の意向を確認し、障害に応じた配慮を適切に行いながら、情報の保障に取り組むこととしています。
8	わかりやすく漢字やカタカナにはかなを振っていますが、内容的な部分は障害を持っている私たちには理解できないと思います。文書が難しすぎます。頭が痛くなりそうです。もっと簡単にわかりやすくしていただきたいと思います。そして何をご意見として出していかよくわかりません。	漢字やカタカナにルビをふるだけでなく、分かりやすい言葉や表現を使ったり、説明で補ったりするなど配慮します。また、プラン策定時に発行した「誰にでも分かりやすい版」の改訂版も策定する予定です。

	意見の内容	本市の考え方
テーマ2 住む、そして暮らす		
9	地域包括ケアシステムの構築 新規について。具体的中身は何か、何も記載なし。具体策を記載してください。	地域包括ケアシステムは、精神科病院への長期入院患者の早期退院を目的に、地域移行、地域定着の取組を地域で包括的に支援していく事業です。 頂いた御意見を踏まえ、具体策を明記します。
10	1) 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上) 新規 2 同上 65歳未満 3) 精神病床における早期退院率 3か月、6か月、1年 以上、国家事業の詳細を示した後、地域の実情等を基に設定することとなっている。横浜市においても各年度ごとの目標数値を作成し、平成18年3月までに国に報告することとなっており、その数値目標を障害者プランに明記してください。	国からの数値目標が出され次第、本市プランに記載します。
11	精神障害者が1人暮らしをしようと賃貸アパートを探そうとすると、借りるのが難しいとよく聞きます。市が借り上げるなどして希望するところに住めるようにしてほしいです。	国により、新たな住宅セーフティネット制度として、一定の基準を満たす空き家等の登録制度に加え、住宅相談や居住支援を行う法人の指定制度が創設されました。本市においても制度を活用し、障害者の居住確保に向けた取組を進めます。
12	精神障害者が、一人暮らしをしようと、賃貸アパートを探そうとすると、借りるのが、大変難しい、とよく聞きます。将来、一人暮らしをすることを考えると、市が借り上げるなどして、精神障害者が希望するところに住めるようにしてほしいです。	国により、新たな住宅セーフティネット制度として、一定の基準を満たす空き家等の登録制度に加え、住宅相談や居住支援を行う法人の指定制度が創設されました。本市においても制度を活用し、障害者の居住確保に向けた取組を進めます。
13	民間住宅入居の促進について。国土交通省の空き家等を活用した住宅セーフティネット制度の活用を明記してください。	国により、新たな住宅セーフティネット制度として、一定の基準を満たす空き家等の登録制度に加え、住宅相談や居住支援を行う法人の指定制度が創設されました。本市においても制度を活用し、障害者の居住確保に向けた取組を進めます。

	意見の内容	本市の考え方
14	地域生活支援拠点について詳しく説明をしてほしい。	障害者の高齢化・重度化や親亡き後に備え、居住支援のための機能として、地域生活支援拠点を整備します。この拠点は、相談・緊急時の受入れ・グループホーム等の空き状況の集約等の取組をする予定です。
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす		
15	精神科救急での効果と実績を数字で明記してほしい。実際には機能していなく受入れができていない。グループホーム入居者の影響や、警察対応にひっかからない方は、救急で受入れをしてくれなくては、他に行き場がない。	頂いた御意見を踏まえ、改訂版において実績数を掲載したいと考えます。また、輪番病院の不足がないようにさらに救急対応ベッドの増加を目指し、引続き精神科救急情報窓口等において相談を実施してまいります。
テーマ4 いきる力を学び・育む		
16	取組 4-1 療育について。障害児のサービスについても、他のサービスと同様に、人日だけでなく、人分の記載をお願いしたい。	障害児のサービスについては、延べ人数を「人日」で表記していますが、利用人数についても重要な指標であることから、今後、計画を推進するにあたり頂いた御意見を反映させていただきます。
17	グループホーム等増設する件について現場は器が出来ていても関わる人員の確保が非常に難しい。特に女性職員の確保が出来ない為待機者が多数います。人材の育成と確保を是非検討して貰いたい。	人材不足については、本市でも喫緊の課題であると認識をしております。また現在働いている方の職場定着についても大きな要素があります。職場環境等も含め、頂いた御意見を参考に、ヒアリング等を実施し、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。
18	人材不足について、私自身のまわりではホームヘルパーの資格を持っている方がたくさん居ます。しかし資格だけで終わっていて働いている方はほんの少しです。長続きしない現状があるのだと思います。その方たちに素直な意見を伺うのも何かの解決策につながるのではないのでしょうか。	人材不足については、本市でも喫緊の課題であると認識をしております。また現在働いている方の職場定着についても大きな要素があります。職場環境等も含め、頂いた御意見を参考に、ヒアリング等を実施し、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
19	ホームヘルパーを探すのに非常に苦労した現実があり、本当に施設がだめなのか、グループホームからさらに地域にいかなければならないのかといったときに、支える人材が無いのに、考えは素晴らしいが、若い方でヘルパーさんが居ないなか、どうやって支えていくのかと思う。	人材不足については、本市でも喫緊の課題であると認識をしております。また現在働いている方の職場定着についても大きな要素があります。職場環境等も含め、頂いた御意見を参考に、ヒアリング等を実施し、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。
20	現場で人が居ないということが課題だと思っています。私どもの行っているところでも女性の方の関わる人材が居ないため、市からは作ってもいいと言われているが、人が集まりません。いつも思っていることは横浜市として人材の育成機関を作っただけでないかということ。そこがクリアされないといつまで経っても、このぐらい作りますよ、このぐらい人数が入れますよといってもそこに関わる人たちが確保できなければこの問題は解決しないと思う。是非検討していただきたい。	人材不足については、本市でも喫緊の課題であると認識をしております。また現在働いている方の職場定着についても大きな要素があります。職場環境等も含め、頂いた御意見を参考に、ヒアリング等を実施し、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。
21	福祉職のアピールを、様々な面でイベントも年中のものにして人材確保を取組んでほしい。	平成 27 年度には「福祉のしごとフェア」に関連団体と参画しましたが、参加者が少なく苦慮しています。頂いた御意見を参考に、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。
テーマ 5 働く・活動する・余暇を楽しむ		
22	障害者のアートの支援を希望します。	障害者が主体的に文化芸術活動へ参加する環境を整備するため、人材育成研修、ジャンルを問わない企画展の開催等を通じて、関係団体をネットワーク化し、協議会機能の構築を目指していきます。
計画全体に関する意見等		
23	放課後等デイサービス事業の数値目標を巡って、国の制度がどうなるか分からないため、数値を目標を立てていないということですが、横浜市としての、数値目標があると思うのですが、今回の数値目標は押しなべてそうなのですか？	国の制度改正が予定されるものについては、制度の動向を踏まえて、今後数値目標の策定を検討してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
24	その他について。第3期横浜市障害者プランで、やまゆり園の事件に触れていない。前文で明確に触れることが必要。やまゆり園には、横浜市からも多くの入所者が送られており、障害者プランにも何も記載しないことには、理解しがたい。	「津久井やまゆり園」で発生した事件は、大きな衝撃と不安を与えました。一人ひとりが障害者への理解を深め、偏見や差別を無くすことが重要と考え、またこのような事件が二度と起こらないよう、共生社会の実現に向けた本市の決意をプランに掲載します。

(3) 計画推進の参考とさせて頂くもの

	意見の内容	本市の考え方
テーマ1 出会う・つながる・助け合う		
1	「1-1 普及啓発」の中で「健常者が障害を理解し」という表現が気になりました。「健常」という言葉には「障害がないこと＝プラスイメージ」の価値観が拭いきれないように思います。障害(者)への理解を推進される部署が用いられることには少し違和感があります。「障害のない人」と記載すれば良いのではないのでしょうか。	頂いた御意見は、今後の事業を展開する上での参考とさせていただきます。
2	各区の普及・啓発活動の促進について、○となっていますが、十分な促進活動がされているとは感じられません。例えば、障害児のいる家庭にメールなどでも定期的な情報の提供や意見の聴取をし、ニーズを拾い、政策に活かしてゆくことが必要だと思います。	市民説明会の開催や関係団体等との意見交換会等の場を活用し、本人・家族・事業所の方々から、様々な御意見を頂きながら進めてまいります。
3	学齢期児童及び保護者への障害理解啓発について、○となっていますが、まだまだ不十分です。学齢期児童も保護者も理解している方が極めて少ないと日常的に感じますし、実際に理解されていないと思うことがたびたびです。厳しいかもしれませんが、○となっていることが疑問です。	28年度には、健康福祉局と教育委員会事務局の共同により、学校教職員向けの障害理解のための冊子を作成するなど取り組んできたところです。今後も健康福祉局と教育委員会事務局、当事者団体等と連携し引き続き、障害理解・啓発に取り組んでまいります。

	意見の内容	本市の考え方
4	<p>学校の先生に理解を促す資料を作ったとの事ですが、先生の中にも障害を誤解している(甘えている・嫌がることはさせなくてもいいなど)場合があります。さらに理解が深まるような研修などを教育委員会と連携してほしいです。</p>	<p>今後も健康福祉局と教育委員会事務局、当事者団体等と連携し、障害理解に向けた取組を推進してまいります。御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>
5	<p>自由に意見を述べられるようなので書かせていただきます。</p> <p>ふくまち横浜などとは論外です。勝手な意見を書かせていただきます。緑区役所の対応にはあきれてしまいました。横浜市全体がそうなんでしょうね。国際シンボルマークを理解せずに表示すべきではありません。それも区役所の駐車場ですよ。車いす利用者専用と言われました。まったくもって残念ですね。メールそのものは消えてしまいましたので記録として残しておいた元ネタを以下に切貼りします。</p> <p>当時のやりとりは残っていると思いますがクレームは消されてる？かもしれませんね。今日から緑区役所の駐車場がどうなったのか興味津々ですが HP にも案内は出ていませんで解りません。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、国際シンボルマークをはじめとした障害に関するマークへの理解・啓発に関する取組を進めてまいります。</p>
6	<p>1-1. 副学籍による交流教育及び共同学習（詳細版 P4 関係）副学籍交流に関してですが、特別支援学校から地域の副学籍校に交流に行く際に、支援学校の先生が付き添える回数が学校により決まっていたりするので、回数をたくさん行いたくても行えない。という現状もあります。希望通りの回数が行えるよう先生の付き添いの回数の制限を無くしていただきたいと考えます。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、副学籍交流の充実に向けて検討してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
7	<p>計画相談について、現状 30 数パーセントという話があるなか、平成 30 年度末で意向確認書が終了ということで 1 年半を切ってしまうている。実際に平成 30 年度末で終了というところは現実的には厳しいのではないかとこのように感じているが、そろそろ横浜市としての策があれば伺いたい。</p>	<p>計画相談支援は、国の方針で平成 27 年度から障害福祉サービス等を利用する全ての方が対象となりました。現在本市では、当事者や御家族が「サービスについての意向確認書」を区役所に申請し、サービスの支給決定を行っています。この取扱いについては、計画相談支援が充足するまでの過渡期の対応であるため、平成 30 年度末までに終了し、それ以降は、計画相談支援の利用もしくは自分自身でサービス等利用計画を作成するセルフプランへの全面的な移行を目指します。</p>
8	<p>計画相談の実施状況がなかなか達成しておらず、所属しているグループホームでもまだ 20%程度です。法人の方でも計画相談が出来ておらず非常に苦しい状況です。そのような中、介護保険のケアマネジャーと比べるとモニタリングの数が問題になっていると思います。</p> <p>介護保険の対象者と比べ、本人の状態が短期間ではそれほど変わらない中、ケアマネジャーのモニタリングは毎月となっているが、計画相談では毎月、その後は半年となっています。そこに報酬の違いがあるのかと思います。また、報酬だけでなく、障害者ご本人にとっても毎月モニタリングに来ていただけるのはとても有益なことだと思います。また、グループホームの職員としても毎月他の方が来てくださるのは、区のケースワーカーがなかなか忙しくて来られないのでありがたく、そのことを検討していただければと思います。</p>	<p>モニタリングは、利用者本人の状態に合わせて柔軟に設定できるものとされており、本市としても居住形態に関わらず、3か月に1回程度のモニタリングが望ましいとして推奨しています。</p>

	意見の内容	本市の考え方
9	<p>障害者の地域移行や親元からの独立単身生活を進めるにおいて、相談支援や自立支援アシスタント的な支援もとても大事ですが、今日の御飯を作り、入浴就寝まで寄り添う生活そのものを支える居宅介護の供給の絶対量が不足しています。</p> <p>緊急性がなければ自分で事業所を探す現状も大変ですし、頼りにしたい計画相談も数が少なく、セルフプランにせざるを得ない。また、青年期以降の地域生活自立を支えるだけの資源を計画相談事業所自体がお持ちなのか不安になります。</p> <p>明日、親がいなくなった時に誰が彼らの毎日を支えるのか、具体的なプランや事業所を提示してください。</p>	<p>計画相談支援の推進に向けては、市域全体で取組を進めてまいります。また、各区障害者自立支援協議会を中心として、障害のある方の地域生活を多面的に支える体制を整えていき、親なき後も安心して暮らせる地域社会の実現に取り組みます。</p>
10	<p>知的障害者二人の息子をもつ50代保護者です。入所施設やグループホームからの地域移行を図る横浜市の方針を推進するにあたり生活を支える支援資源は「保護者」「きょうだい児」といった親族にならないようお願いいたします。長い期間、大切に療育しても支援者なくして日常を送ることに困難さが残るのが「障害者」です。入所施設やグループホームが担ってきた支援を誰が引き受けていくのでしょうか。</p> <p>地域における居宅介護（家事支援、身体介護）を個別、マンツーマン行うだけの人的資源の見通しはあるのでしょうか。障害の特性上、市販の弁当や配達のお弁当等では対応できないこともありますし、衛生状況、お金の管理を日々見守ることが自アシや今後始まる支援制度で十分とは思えません。</p> <p>また、希望する際にはいつでも計画支援やケースワーカーから早急に支援につながるようお願いいたします。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、計画相談支援の推進に向けて、様々な取組を進めてまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
11	<p>計画相談は質を高めることと対象人数を増やすことが両立できないという構造があり、これを変えない限り事業として成り立ちません。事業者の努力ではなく、質と量を両立しうる予算措置をしてください。また、『達成率ありきではなく、ケアマネジメント的視点が大切だから計画相談を進める』とのことでしたので、市町村事業の利用者においても同様にケアマネジメント的視点が導入できる仕組みを作ってください。</p>	<p>計画相談支援は障害福祉サービス等を利用する方が対象となっているため、市町村事業のみを利用している方には、区役所、基幹相談支援センター及び精神障害者生活支援センターによるケアマネジメントを推進します。</p>
12	<p>「1-2. 計画相談支援利用者数（詳細版 P7 関係）」について。計画相談支援ですが、利用したくても事業者から手が足りないで受けられない。と断られている現状があります。そのような現状の中、セルフプランでの申請を H30 年度末で終了するという事は切り捨てだと感じます。セルフプランを認めているのでいつまでも計画相談の利用が進まない訳ではないということをご理解していただきたいと思います。</p>	<p>計画相談支援は、国の方針で平成 27 年度から障害福祉サービス等を利用する全ての方が対象となりました。現在本市では、当事者や御家族が「サービスについての意向確認書」を区役所に申請し、サービスの支給決定を行っています。この取扱いについては、計画相談支援が充足するまでの過渡期の対応であるため、平成 30 年度末までに終了し、それ以降は、計画相談支援の利用もしくは自分自身でサービス等利用計画を作成するセルフプランへの全面的な移行を目指します。</p>
13	<p>「テーマ2 住む、そして暮らす」について。 訪問サービスを充実させて欲しい。(在宅での生活を希望)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、今後も推進していきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
14	<p>今後1年半ほどで、計画相談支援の利用者を3倍以上に増やすために、事業者への申請勧奨やモニタリング設定基準の整理等検討されていますが、報酬の上乗せなどの横浜市独自加算などもう一步踏み込んだ対応がないと新規参入事業所の増加や既存計画相談事業所の利用者増は相当厳しく、プランの目標達成にはいたらないと思います。また成人の障害当事者によるセルフプラン作成をより尊重してください。本人だけでは作成は難しいけれども、必要な支援を受けたり、サービス等利用計画を当事者が作成しやすい様式（ルビを振るなど）にするなど合理的配慮を行うことでセルフプランを作れる当事者は一定数いると思われます。ただし短期間に事業所数を増やす事だけを目標にすると、相談支援の質が担保できるのか懸念があります。自立支援協議会や基幹相談支援事業所の計画相談事業所への働きかけなど丁寧に行ってください。</p>	<p>頂きました御意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>計画相談等が実際に進みが悪い上に、法人負担が大きいばかりで何を期待できるのか。国に考え方を市としてどう咀嚼して、実行に移す計画でいるのか。特にモニタリング機能は法人利用者の相談を同じ法人の基幹相談がやっても福祉サービスの向上という点では実効性があがらないことを危惧している。</p>	<p>計画相談支援では、第三者の立場として障害福祉サービス等の客観的な評価を含んでいます。頂きました御意見を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>計画相談は100%は不可能ではないか。個別支援計画で1サービスの利用だけなら、それを活用し、2つ以上のサービスを受けている場合には計画相談を利用するというように、工夫していかないと難しい。</p>	<p>サービスの利用内容を問わず、相談支援を必要としている方に適切な相談支援を届けられるよう、今後取組を進めてまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
17	地域自立支援協議会がこれまでにどんな成果をもたらしたのか、これから何をもたらすべきなのかを具体的に示してください。	本市では、区域、ブロック域、市域の3層で自立支援協議会を実施しています。区域やブロック域で地域づくりに取り組むとともに、解決できない課題については市域に提起し、市域での取組へと発展させています。
18	どこに相談に行ったらいいのか。ワンストップで答えをいただけるのはなかなか難しい。窓口にはワンストップで答えてもらえるようなベテランの職員を配置してほしい。	相談支援機関には、各々の専門とする分野や強みがあります。そのため、全ての御相談内容に一機関で対応することができないこともあります。相談をお受けした機関ではしっかりと御相談を受け止めさせて頂いた上で、より適切な機関におつなぎします。
19	相談支援の窓口は広がりましたが、具体的支援の構築がなされず、問題課題が取り残されたままであると日々感じています。	相談支援機関を中心として、障害者自立支援協議会を活用した地域課題の解決等に取り組むことで、障害のある方の安心できる地域生活の充実を図ります。
20	計画相談の事業所が少ないうえ、制度もよく分かりません。情報を持って早く動ける人だけが計画相談を使うことが出来るというようなことにならないよう、当事者や家族への制度の周知と共に計画相談を受けてくれる事業所を増やしてほしいと思います。	計画相談支援の推進に向けて、様々な取組を進めてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
21	<p>学齢期には、計画相談を受けられる事業者が限られている為、計画相談が利用できず、サービスを受けるときの窓口が、区役所保健センターとなっているのが現状です。介護者や親族の病気など突発的な事象が起こった場合、計画相談を受けていけば、相談支援機関が窓口となり、コーディネートしてもらえが、そのような手段が使えず、手続き、問い合わせ、情報のやり取りなどで、介護者の負担がかえって増えています。特に、肢体不自由・医療ケア児など、常時ケアが必要な児童生徒は計画相談の優先度が高いと思います。計画相談の普及は時間がかかることも承知しています。当事者・介護者にとって分かりやすく、アクセスし易い、支援サービスや事業者等の情報を集めたサイトなどがあれば、相談支援員やワーカーさんの負担軽減にもつながると思います。地域ケアプラザとの連携について、知らない人が多い。実際に利用できるかも分からないのが現状です。</p>	<p>各関係法人等に、必要な研修受講の勧奨や、事業所開所の勧奨をするほか、関係各所に事業概要の説明や協力依頼をし、計画を推進してまいります。当事者にとってわかりやすいサービスや事業者等の情報提供なども、今後、計画推進にあたり頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
22	<p>相談支援、暮らしの支援、移動支援など、より一層の充実が求められますが、何よりそれらを担う人材の確保や育成がなければ成り立ちません。それらの質を向上させることが、生活の豊かさにつながると思うので、より力を注いでいただくことを望みます。</p>	<p>本市としても、人材確保及び育成の重要性を認識し、横浜市障害者自立支援協議会の人材育成部会において、相談支援従事者の人材育成に向けた検討とともに、そのシステムの構築を図っています。</p>
23	<p>当事者による相談の充実について、そのような取り組み自体知りませんでした。知らなければ利用はあがりません。普及に向けた広報がきちんとされていたのか、検証をしていただくのがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ピア相談事業の周知については、区役所及び基幹相談支援センター等と連携し取組を進めてきました。引き続き、パンフレット等を活用し、必要な方への周知を図ります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
24	我々ピア相談員にも派遣事業のこと周知されていない。	派遣事業の活用が進んでいないことは課題と捉えています。御意見を踏まえ、事業の推進に取り組んでいきます。
25	情報公開などホームページでと伺うと高齢者をはじめパソコンを扱えない人達にとって困るという声をよく聞きます。ご考慮頂けると有り難いです。	頂いた御意見を踏まえ、ホームページに限らず様々な方法で情報保障の取組を進めてまいります。
26	横浜市は、情報公開をHPとしているが、高齢者にとっては、パソコン等の扱いに不慣れで難しいので検討との声が周りで多数います。	頂いた御意見を踏まえ、ホームページに限らず様々な方法で情報保障の取組を進めてまいります。
27	意思疎通支援事業について。聴覚障害者・難聴者・盲ろう者についての通訳支援はかなりなされているが、視覚障害者については、サービスが欠落している。セルフプランはできるということをおっしゃっているが、嫌味のいい方だが、点字でだしたら区が受け取ってもらえるのか。意思疎通支援事業の中では国の制度でも発達障害者支援に力を入れている、教科書はマルチメディアデイスを使って音声と視覚でみている音と形を示すということを盛り込んでいる。もともと視覚障害ディスレクシアの方たちは自分でページがめくれないという人にも広がった。	視覚障害者等により、墨字の手紙や通知等の読み上げ支援として、基幹相談支援センターにおける朗読等を実施しています。また、基幹相談支援センターではセルフプラン等の作成に伴う支援も併せて実施しております。
28	災害対策が他の項目に比べ△評価が多いことが気になります。命を守る大切な取り組みですので重視してください。	計画の達成に向け、取組を推進してまいります。
29	取組1-4災害対策について。セーフティネットプロジェクト横浜の活動は停滞している。この活性化策を検討すべきではないか。	セーフティネットプロジェクト横浜は、災害ボード作成や、地域に出向き、防災拠点、自治会、民生委員等に障害理解に向けた出前講座等の各種事業を展開しております。
30	災害対策会議が機能してないから活性化が必要。	災害時に要援護者が安心して避難生活ができるよう、取り組んでまいります。

	意見の内容	本市の考え方
31	推進目標に対象とされていない。酸素ボンベの保管場所が設置されていない。危険物と指定されていて除かれたことはお聞きしましたが、何とか手はないのでしょうか	酸素ボンベの取扱い上の課題から現時点での対応は困難な状況ですが、計画推進の参考とさせていただきます。
32	グループホームの件に関して、当事者の先々の事を考え悩んでいる親が沢山おられます。政治家の一人ひとりが介護の現状を知り、対応していく事が大切である。(介護に携わる人の給料・グループホームの数を増やす)	御意見については参考とさせていただきます。
テーマ2 住む、そして暮らす		
33	いつも障害者支援のための施策の検討ありがとうございます。現在重度障害の子どもと親子3人暮らしです。両親共年金受給者です。現在10年近く施設入所待機中です。横浜市の現在の入所定員は915人、市外入所者は500名弱と言われていています。3年後には40代以上の大人が8割といわれているなか、グループホームの新設が40か所(200人余)では、とても不公平に思われます。まさに黙殺された重度障害者をかかえた家族は、さまざまな制度の狭間の中で沈黙せざるえない状況です。地域というのはいは、聞こえはよいが、社会はいつ傍観者になるとも限らないようです。後見的支援制度等、強調されるけれどもかえって親・家族に負担を強いているのが現状といえるのではないかと。様々な困難を抱えて24時間緊張を強いられています。大都市の人口にふさわしい入所施設の定員増をしてほしい。施設建設を願っている。	本市では、障害者支援施設を含む多様なニーズに応える住まいのあり方の検討や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいます。頂いた御意見も参考にし、引き続き取組を進めてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
34	<p>施設整備について、今の施設整備手法は設置する法人に任されています。障害のある人が身近な場所で生活し日中活動を行うためには、グループホームや日中活動先は各区に作れるよう、整備手法を検討してください。障害福祉計画の数値目標を各区ごとに設定してください。</p>	<p>通所系障害福祉サービス事業所については、施設が少ないと思われる地域に対して施設新設時の補助金を増額しています。</p> <p>なお、グループホーム等の施設については、設置場所の選定を運営法人が決定していることや、設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況です。</p> <p>御意見については、参考とさせていただきます。</p>
35	<p>青葉区では、日中支援、就労支援、就労先、グループホーム、入所施設等、全てにおいて卒後の進路先が極度に不足している現状を把握していただき、重点的な施設設置をお願いします。</p>	<p>通所系障害福祉サービス事業所については、施設が少ないと思われる地域に対して施設新設時の補助金を増額しています。</p> <p>なお、日中支援等の施設については、設置場所の選定を運営法人が決定していることや、施設を設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況です。</p> <p>御意見については参考とさせていただきます。</p>
36	<p>「テーマ2 住む、そして暮らす」について。</p> <p>もっと毎日お風呂やトイレに在宅でも行きやすいように設備やサービスを整えてほしい。</p>	<p>在宅での毎日の入浴やトイレに関しては、住宅設備の改修として、障害者住環境整備事業の利用が考えられます。こちらの制度について御検討、御相談ください。</p>
37	<p>「居住系サービス利用待機者実態調査」を少なくとも3年毎に実施し、その結果を公表する仕組みを構築してほしい。</p>	<p>頂いた御意見も参考にし、待機者の定義なども慎重に精査しながら、引き続き検討してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
38	<p>「5-3 日中活動」について。</p> <p>①日中活動場所の充実 ここの説明の文に、「精神病院長期入院者の退院後の受け皿、在宅で長期に引きこもっている人の受け皿として」を入れるべき。30年、31年、32年で、全国で3万7千人を地域移行させることになっているが、その受け皿をどうするのか、明記すべきではないか。②この受け皿として、地域活動支援センター、グループホームの役割は極めて重要、そのことに何も触れていない。③全体として、施設の在り方の見直しとしているが、何が課題なのか明記すべきではないか。</p>	<p>①国が示している「地域生活支援拠点」の整備、及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、国の動向に注視しながら、支援の充実に向けた検討を行っていきます。</p> <p>②地域移行推進にあたりグループホームの役割は重要ですが、あわせて多様な社会資源の充実が不可欠であると認識しています。御意見については参考とさせていただきます。</p> <p>③時代の推移で国や市の制度も課題も変わっていくなかで、現状を捉えながら施設の在り方を検討していきます。</p>
39	<p>親が体をこわし施設へ入所しています。施設では職員の数が少なく昼間はうろうろ。幸いグループホームに入れればデイサービス他制度が使えます。せめて施設入所でもデイサービスが使えれば昼間の充実がはかれると思います。</p>	<p>入所施設の利用者が別の日中活動系の事業所を選択して通所利用することは可能です。本市としても引き続き、事業所における日中支援が充実するよう、支援・指導してまいります。</p>
40	<p>青葉区、緑区のグループホームが非常に少なく親亡き後が心配です。地域格差解消につとめてください。</p>	<p>障害者グループホームの設置場所の選定は運営法人が決定していることや、グループホーム設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況ですが、御意見については参考とさせていただきます。</p>
41	<p>グループホームを200人分作っていらして、すごく頑張っているとは思いますが、しかし、自分の子どもが支援級に通っていた時に子どもが400人くらい居たと思いますが、そのうちの半分しか入れないということ。年配の方たちがたくさん居るなかで、いったい自分の子どもはいくつになったら入れるんだろうかと思っている。</p>	<p>障害者グループホームは、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な資源であり、今後とも着実に設置してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
42	家族が高齢になり、一番困っていることは子どもと共倒れになるんじゃないかということと、子どもがちゃんと自立してグループホームとかに入れるかということ。	本市では、「親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」として後見的支援制度を推進しています。また、障害者グループホームは、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な資源であり、今後とも着実に設置してまいります。
43	実際に埼玉で実現しているような、ろう者が安心して生活が出来る、手話で支援が出来るグループホームや特別養護老人ホームのようなものの設置に向け当事者や支援者たちだけでなく、行政が下支えしていただけないか。	障害者グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定しています。また、特別養護老人ホームの入所者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常に介護を要し、かつ居宅での介護が困難な方を対象としているため、ろう者の方に限らず、他の障害のある方に対しても支援をしています。御意見については参考とさせていただきます。
44	グループホームが足りないので（特に鶴見区）増やしてください。親が緊急事態になってから探すので、県外の施設などに行かざるえない人が増えています。	障害者グループホームの設置場所の選定は運営法人が決定していることや、グループホームに設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況ですが、御意見については参考とさせていただきます。
45	グループホーム増設の件ですが、器が用意されても介助者の確保に現場が翻弄されている現状で、特に女性職員が確保できないため、女子のメンバーが置き去りにされて、親たちは親亡き後の心配が絶えません。	人材不足については、本市でも喫緊の課題であると認識をしております。御意見については参考とさせていただきます。
46	知的障害者の保護者です。横浜北部（緑区・青葉区）は障害者人口比でのグループホームの数が非常に少なく地元での入居が困難です。親亡き後、安心した暮らしは遠方の施設では困難です。またグループホームから地域移行するにも「人」というつながりが大事です。育った場所にグループホームをもっと作ってください。	障害者グループホームの設置場所の選定は運営法人が決定していることや、グループホーム設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から各区に均等に設置していくことは困難な状況ですが、御意見については参考とさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
47	年 200 人分のグループホームを新設するという計画は評価いたしますが、精神障害者（特に高齢重度）に対する入居できるグループホームが確保数が少なく、家庭は困窮しています。	高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。 現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討してまいります。
48	グループホームを住み心地の良いきれいな物件にしてほしいです。	物件選びを含めた障害者グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定しています。御意見については参考とさせていただきます。
49	障害者のグループホームは、障害特性・程度に応じた多様なものが必要。現在のグループホームは障害者のほんの一部しか利用できない（障害者の中のエリートを対象としている）	障害者グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定しています。本市にあるグループホームは就労を前提とされている方から最重度の方まで幅広く入居者を受け入れていると認識していますが、御意見について、今後の参考とさせていただきます。
50	障害者グループホームは 200 人分が予定されていますが、精神障害者の入居できるグループホームはわずかです。せめて1／3は精神障害者のために増設してください。	障害者グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定しています。御意見については参考とさせていただきます。
51	親なき後の住まいとしてグループホームを考えております。就労しているため、法人の関与が少なく、グループホームの体験や建設予定等情報入手が困難です。 市のグループホームの空き状況や入居の優先順位等のデータベースがあるととても助かります。建設推進と共に情報のデータベース化、公開を宜しく願いいたします。	市内グループホームの空き情報の集約等については、現在検討を進めています。 また、障害者グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定していますので、入居者の選定についても法人の判断となりますが、御意見については参考とさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
52	グループホームに入所することも考えると、グループホームを住み心地の良い、きれいな物件にしてほしいです。よろしく願いいたします。	物件選びを含めた障害者グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定します。御意見については参考とさせていただきます。
53	居住系利用待機者0を目指して、受け皿となるグループホームで援助体制をつくる	頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
54	高機能自閉症、アスペルガー症候群といった知能検査では標準域となってもさまざまな困難を抱えている人たちのサテライト型の住まいは対象人数が膨大なものにも拘わらず、ほんの一部でしか実践されていない。人材の育成も含めて急ピッチで進めないとうどうにもならない。	本市では、サテライト型住居を含む多様なニーズに応える住まいのあり方の検討に取り組んでいます。頂いた御意見も参考にし、サテライト型住居の設置推進に引き続き取り組んでいきます。
55	グループホームを設置するのは、グループホームからの土地の空き状況とかを市で一括集約できないのか	土地所有者など特定の個人に利益、便宜を供することになりかねないため、市が土地の空き状況を一括集約し、運営法人に紹介する仕組みを実現させることは困難です。御意見については、参考とさせていただきます。
56	グループホーム設置のため、土地建物を市が作り提供はできないのか。	目標である毎年200人分の入居定員確保を達成するためには、多くの民間事業者の参入が不可欠だと考えています。御意見については参考とさせていただきます。
57	グループホームは敷居が高い。グループホームで生活できない人のためのグループホームを考えてほしい。	御意見の趣旨は、事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
58	自宅とグループホームの中間施設が欲しい。	本市では、サテライト型住居を含む多様なニーズに応える住まいのあり方の検討や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいます。頂いた御意見も参考にしつつ、引き続き取組を進めていきます。

	意見の内容	本市の考え方
59	横浜市がグループホームの土地や建物の確保を出来ないか。	土地所有者など特定の個人に利益、便宜を供することになりかねないため、市が土地の空き状況を一括集約し、運営法人に紹介する仕組みを実現させることは困難です。御意見については、参考とさせていただきます。
60	行動障害に対応する設置事業・発達障害者用のサポートホーム事業の推進などについては評価する。	御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
61	住まい検討部会での「地域生活を支える拠点機能にかかる方向性」については、具体的な取組みが始まっていません。行動障害のある人たちの中には短期入所や精神病院を転々としている方が現在も複数いると聞いています。障害者プランの「行動障がいのある方の住まい検討」に「拠点機能の検討」を是非明記していただき取組を早急にしてください。	御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
62	行動障害に限らず、障害の重い方の支援は、グループホームだけで済む話ではない。コンサルテーションや調整をする人が必要。重い方は、調整の必要性が高い。全体としての整備のプランが必要とされる時代になったのだと思う。全体の底上げが必要。	御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
63	高齢化・重度化対応のグループホームの検討を踏まえての対応が充分ではないと思います。入所施設を作らない中、グループホームへの厚い支援体制の充実が不可欠です。このままだと医療ケアの必要な障害者や重度の発達障害者の住まいは見つからないままです。	高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。

	意見の内容	本市の考え方
64	ケアの厚いグループホームの新設を要望します。障害の重い人はグループホームから拒絶され、行き場がないため。	高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。 現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。
65	精神障害で退院・入院を繰り返している。家庭では面倒を見きれない当事者が、24時間見守ってもらえるグループホームを作してほしい。	高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。 現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。
66	ケアの厚いグループホームができることにより、障害者も長期入院をせず、安心して生活できるよう精神障害者に対するグループホームの設置確保を具体的に進めてほしい。	高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。 現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。

	意見の内容	本市の考え方
67	新規設置 200 人分がありがとうございます。私の息子が精神障害が重く、一般的にはGHに入所は不可能です。365 日ケアの厚いグループホームの設置をしてください。200 人分の部屋が確保されても、精神障害者の入居はどれくらいあるのか心配です。	高齡化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。現在、国では高齡化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。
68	高齡化と身体疾患などを併発した精神障害者のためのケアの厚いグループホームの設立	高齡化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。現在、国では高齡化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。
69	精神障害者や発達障害者の中で、退院直後や比較的障害の重い者、または生活の自立度が低い者のためのグループホームは不足している。毎年 200 人分ずつ新設する計画は評価するが、実態としては、高齡の家族では支えきれないそのような障害者の住まいとしてのグループホームの設置は進んでしない。24 時間 365 日のケアが厚いグループホーム新設をしやすいするためのが大敵な目標値を検討して計画を推進すべきである。とりあけ夜間の職員の確保ができない問題への対策として大幅な職員処遇の改善等を計画に盛り込む必要がある。	高齡化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。現在、国では高齡化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。

	意見の内容	本市の考え方
70	精神障害者のグループホームは夜間スタッフがいません。長期入院者の退院促進と高齢の親と暮らす重症の精神障害者のために、医療的ケアと夜間のスタッフが常駐するグループホームを作ってください。今のままのグループホームでは入院するほどではないが、重症の当事者が親亡き後行くところがないと思います。	障害者グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定していますが、現在の報酬体系の中でも夜間支援体制加算等を活用することで、精神障害者のグループホームであっても夜間にスタッフを配置することは可能です。御意見については参考とさせていただきます。
71	重度障害者の住まいの問題はどのように展開していくのか。施策として取り入れてほしい。	障害者の希望や状況に合った場所に住むことができるなど、様々なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めます。
72	厚生労働省から、障害者総合支援法に基づくグループホームについて、世話人の配置が手厚い「重度対応型」を新設する考えが明らかにされたので、今回の見直しでそういったことも施策として入れてほしい。	高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。
73	行動障害に対するグループホームについて検討しました。とあるが、非常に逼迫している人が多いにも関わらず、実際に行動障害のある人が障害状況に合わせた住まいで生活できるようになっていない。いつまでにどの程度の人が生活できるようになるような展開をしていくつもりなのか、具体的な工程及び人数の目標値を入れてほしい。	本市では、多様なニーズに応える住まいのあり方の検討や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいます。頂いた御意見も参考にしつつ、引き続き検討を進めてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
74	なぜ、高齢化・重度化対応のグループホームを設置しないのか	<p>高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。</p> <p>現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。</p>
75	重装備型のグループホームを方面別に4個所設置し、そこから地域のグループホームへ移行する施策を展開して欲しい。	御意見の趣旨は、事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
76	緊急一時保護を既存のグループホームで受け入れてもらうことは難しい。また高齢化対応としてバリアフリーの住宅改修もできない。	バリアフリーの住宅改修など高齢化等に対応する「高齢化・重度化対応バリアフリー改修事業」を今後とも着実に推進します。御意見の趣旨は、事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
77	取組2-1住まいについて。①重度対応化グループホーム 三年のモデル事業終了。この実績を踏まえ今後の方針を検討する検討会を30年度設置、検討開始を明記すべきではないか。	<p>高齢化・重度化のグループホームについては本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、今後拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。</p> <p>現在、国では高齢化・重度化に対応したグループホームの報酬・基準等について議論が行われています。こうした国の動向を見据えながら検討します。</p>
78	退所後の生活、精神障害者の高齢・重度化が問題。	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けるなど、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムを構築してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
79	<p>住宅改修の助成対象が、実際の本人の障害特性に合っていないところがあります。(例：重度知的障害児が台所に立ち入らないよう、扉等を設置する場合は対象外等) 必要に応じた柔軟な適用をお願いしたいです。・横浜市北部地域(特に青葉区)は、今後、親亡き後に備えたグループホームや施設への入居希望者の増加が見込まれますが、入居可能な施設が極度に不足しています。・横浜市の設置基準が厳しいと聞きます。青葉区辺りは地価・家賃もまだ高額です。整った環境は本人の利益となりますが、厳しい基準の為に、かえって新規参入が困難となり、本人、介護者を苦しめることにつながっているのではないのでしょうか。せめて県基準での運用をお願いしたいです。</p>	<p>障害者グループホームの設置場所の選定は運営法人が決定していることや、グループホーム設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況です。御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>
80	<p>ろう者の重複障害、ろうとともに知的障害などがある方の施設が、埼玉、東京、千葉などにはあるが神奈川県には一つもないという状況。実際に埼玉の施設に見学に行ったことがあるが、どこも当事者の親などが中心になって設立されていて、募金活動などを中心にして、設立したいという経緯があるそう。横浜が中心となってそういったものを作っていただけないか。</p>	<p>本市では、多様なニーズに応える住まいのあり方の構築や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいます。頂いた御意見も参考にしつつ、引き続き取組を進めてまいります。</p>
81	<p>今現在、既存のグループホームでもなく、介護施設にはいるのではない施設が必要である。</p>	<p>本市では、多様なニーズに応える住まいのあり方の検討や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいます。頂いた御意見も参考にしつつ、引き続き取組を進めてまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
82	重症心身障害者施設「横浜医療福祉センター港南」は、知的に障害がないと受入れ不可といった話を聞きました。親が高齢で医療的ケアの方を受け入れてもらえるように、切に希望します。	「横浜医療福祉センター港南」への入所は、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複された方を対象としています。知的障害がなく、医療的ケアの必要な方の生活の場の確保については、頂いた御意見を参考にしながら、検討してまいります。
83	障害児施設の整備・再整備について、施設への通所のための支援の充実（バスなどに医療ケア児も乗れる。親とともに乗れる。単独でも通所できるように看護師を配置する）を早急に取り組むべきです。医療ケア児の保護者の通所負担は大変大きいにもかかわらず、常に配慮が後回しにされている。継続的に施設の増設も取り組んでゆくべきですが、施設が増えても通所が困難では、いくら増やしてもきりがありません。	現状と課題をしっかりと把握し、御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
84	「2-1. 障害児施設の整備・再整備（詳細版 P23 関係）」について。横浜療育医療福祉センター港南一の開所及び横浜療育医療センターの再整備ありがとうございます。しかしながら医療的ケアなどがありグループホームの入所などが厳しいため、施設入所を希望する障害児者もたくさんいます、ぜひ将来的には新たな入所施設の整備を検討いただけますようお願いいたします。	現状では新たな障害児施設の整備計画はございませんが、御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
85	地域包括ケアシステムとは、精神障害者のためのものでしょうか？障害種別や年齢に関係なく、地域のすべての人のためのものであってほしい	精神障害者に対応した地域包括ケアシステムは、精神科病院に入院している患者の早期退院を目的に、地域への移行・定着を促進するための事業です。頂いた御意見を参考に取組を推進してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
86	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とありますが、すでに構築されている地域包括ケアシステムでは精神障害に対応していないのでしょうか。	高齢者を中心とした地域包括ケアシステムについては現在構築を行っているところですが、本市では、これまでも精神障害者の地域生活を支援するための精神障害者生活支援センターを各区に設置し、身近な地域での支援に取り組んでいます。精神科病院に入院している患者の早期退院を目的に、地域生活への移行・定着をさらに促進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けるなど、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムを構築します。
87	地活センターは 30 年近く担ってきた歴史があり、ただの日中活動場所ではない。身近な支援者であり、ピアもあって、就労にいけない方を地活センターが担ってきた。地活センターの役割を地域包括ケアに組み込んでほしい。地活センターも退院後のフォローの支援に関わり、引きこもり対策の最初として有効である。	本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして、既存の社会資源を活用し構築をしていきます。頂いた御意見を参考に、構築手法について検討をまいります。
88	入所施設から何人出て行って、何人が入るといふ計画はあるのか。待機者が何人減る計画なのか、それを出して欲しい	国の指針等に基づき、障害者支援施設からの地域移行の目標数等を定めています。頂いた御意見も参考にし、待機者の定義なども慎重に精査しながら、引き続き取組を進めてまいります。
89	施設から地域へ。必要な人は施設に入れるという動きが見えない。どれだけ亡くなっていて、どれだけグループホームへ入っているのか。また、どんなグループホームが必要なのか。プランでなくても示してもらいたい。数字として現実が分かるものを出して欲しい。	本市では、障害者支援施設を含む多様なニーズに応える住まいのあり方の構築や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいます。頂いた御意見も参考にし、引き続き取組を進めてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
90	長期入院している方の地域移行については、グループホームへの入居や体験など利用が難しく、特に日中活動のない人が顕著である。	本市では、多様なニーズに応える住まいのあり方の構築や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいます。頂いた御意見も参考にしつつ、検討を進めてまいります。
91	入所施設の在り方について、入所施設は終のすみかではなく、一定程度通過型として、地域生活移行を進めてください。	本人の意向や状態像に応じた多様なニーズをふまえた住まいのあり方の検討や地域生活を支える仕組みづくりを行っています。
92	居住系利用待機者0を目指して、援助の難しい人のアセスメントと個別支援計画に沿った援助ができるようにする	利用者お一人おひとりにあった適切な支援がなされるよう引き続き関係者と協力し、取り組んでまいります。
93	居住系利用待機者0を目指して、地域移行に取り組む部署を設ける	頂いた御意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
94	人数が多い地区なので短期入所、通所、グループホームは満杯です。・(重心の方は体調を崩しやすく欠席されることが多々あり) 経営が苦しい施設が多いと聞きます。社会福祉法人の合併、再編、コンサルティングなど、経営を安定させ、持続可能な法人運営を市でサポートして欲しい・近年、重複障害のある方が増加しています。そもそも、障害は、千差万別なので、医療ケア、知的、肢体にかかわらずどんな方でも利用しやすい施設作りを希望します。看護師は常勤にシフトで障害別に利用しやすくしたらどうでしょうか	どんな方でも利用できる拠点施設として、各区1館法人型地域活動ホームを整備しています。常に医療ケアが必要な方が利用できる施設として、市内6方面別に多機能型拠点の整備を進めています。通所系障害福祉サービス事業所については、施設が少ないと思われる地域に対して施設新設時の補助金を増額しています。なお、短期入所等の施設については、設置場所の選定を運営法人が決定していることや、設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況です。御意見については参考とさせていただきます。
95	メディカルショートステイシステムについて、利用にあたっての条件が厳しすぎると思われます。実際に利用するまでのハードルも高く、本当に緊急性の高い時に利用できるようなシステムになっているとはいいいがたいのではないかと思います。改善をすすめていただきたい。	メディカルショートステイは常に医学的管理が必要な重症心身障害児・者の方を対象とした事業であり、緊急時にも安全に受入ができるよう、事前に情報の登録等をお願いしています。今後も利用しやすい事業となるよう、計画の推進にあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
96	2-2. メディカルショートステイシステム（詳細版 P35 関係） 18 歳以上の受け入れ可能な病院を増やしていただけますようお願いいたします。（こども医療センターの重心施設は 18 歳以上は受け入れていただけないので 18 歳以上になると利用可能なショートステイ先は、横浜療育医療福祉センター港南及び横浜療育医療センターの 2 箇所しかありません）	現在、18 歳以上の方も含め、申込みがあった方全員の受入れが来ていますが、計画の推進にあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。
97	2-2. 後見的支援制度（詳細版 P36 関係） 区によって支援内容に差が生じないようにして頂きたいと考えます。	昨年度、後見的支援室は 18 区展開となりました。設立年度の違いでの熟度に違いはあるものの、支援者には定期的に研修等を行っております。今後も市域全体の制度の推進・総合調整を図る後見的支援推進法人を中心に支援力等に差異がでないよう取組を進めてまいります。
98	横浜市が自立生活援助を導入する場合には、現行の自立生活アシスタントの登録者が利用し続けることができるようなど現在行っていることを継続してください。また、現在の自立生活アシスタントでは、身体障害者が対象ではないが、当事者からのニーズがあると聞いております。この機会に今後の自立生活アシスタントをどのように展開していくのか見直しを含めて検討してください。	国の動向に注視しながら、今後の方向性について検討を進めてまいります。
99	自立支援アシスタント事業について。国の自立生活援助事業が平成 30 年 4 月からスタートするが、横浜市独自の自立アシスタント事業は継続することを明記してください。	国の動向に注視しながら、今後の方向性について検討を進めてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
100	生活支援センターの運営について、業務整理に加えて、すでにやる事が決まっている地域生活支援拠点や地域包括ケアシステムについても明記してほしい。業務量がどんどん増える中で生活支援センターに何でも振ってくる。今後強化していくことや、18区均一化等も明記してほしい。	横浜市精神障害者生活支援センターと協働して、A型（指定管理方式）とB型（補助金方式）の機能の標準化に向けた検討を進めてまいります。
101	障害者の多機能型拠点について。市内6カ所作る予定ですが、多機能型拠点の施設でキャパシティや設備に差があると感じました。次に作る場所はこのような施設の少ない北部地方、青葉区や港北区に作ってください。隣接する都筑区のおつきの家は素晴らしいサービスを提供していただきますがキャパシティが日中活動場所、放課後等デイサービスが少なく不足しています。	多機能型拠点は市内6方面別に整備予定で、3方面は整備済です。未整備方面は、北東部（鶴見・港北）、中央部（神奈川・西・中・保土ヶ谷）、南東部（南・磯子・金沢）で、早急に整備すべく候補地の検討をしています。
102	「2-2. 多機能型拠点の整備・運営（詳細版 P31 関係）」について。 多機能型拠点の整備・運営については、医療的ケアが必要な重度障害児者が増えているため、できる限り早期に当初の計画通り4館目以降の整備をしていただきたいと考えます。 また、運営についてですが、開所後も横浜市が主体的に関わっていただき当初の計画通り医療的ケアが必要な障害児者がきちんと利用できるようにしていただきたいと考えます。	4館目を早急に整備すべく候補地の検討をしています。また、既に開所している3館と課題等を共有してまいります。
103	自立支援アシスタント事業について。国の自立生活援助事業が平成30年4月からスタートするが、横浜市独自の自立アシスタント事業は継続することを明記してください。	国の動向に注視しながら、今後の方向性について検討を進めてまいります。
104	予算確保のため、現場の職員は書類提出に追われ、メンバーに関わる時間が足りない現状に疑問を感じます。	頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
105	<p>先日、成人期の障害者には「第三の場」が必要であるという趣旨の請願書を提出させていただき、余暇支援としては障害者地域活動ホームで実施している余暇支援や、ガイドヘルプ事業、家族支援としては障害者地域活動ホームの一時ケア、短期入所、日中一時支援等がり、国の動向を見守りながら既存事業の推進に努めていきます。という旨のご回答をいただきました。ついては、今般の見直しに当たり、上記を踏まえ、関連の数値目標の設定に先立ち、丁寧な調査に基づくニーズを把握していただくよう、併せてお願い申し上げます。</p>	<p>引き続き国の動向を注視していくとともに、状況把握に努めてまいります。</p>
106	<p>地域活動ホームの看護師が1名のみ。特に、青葉区には肢体不自由の方、医療ケアのある方のすごし先といえば都筑区につづきの家しかありません。子供の人数が市で二番目に多い区にもかかわらず看護師が1名しかいない為、十分なサービスが受けられません。他区の施設にも登録に行つて欲しいと相談員に言われ遠くまで行きました。面接すると他の区まで受け入れるのは厳しいと言われました。地活では、「なんのための多機能ですか、多機能に行ってください」と言われ、たらい回しされました。気持ちはわかりますがどこも現実的に人数、職員のスキルの面で簡単には受け入れられない状況です。・地域活動ホームは、各区に1か所整備されていますが、区により人口、面積に差があるので、必要に応じて、サテライトの様な地域活動ホームを整備してほしい。活動ホームの職員の方々の負担軽減にもつながると思います。</p>	<p>障害者地域活動ホームは、地域で生活する障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として設置された施設です。引き続き事業所と課題の共有を図るとともに、サービス全般の向上に取り組んでまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
107	2-2. 地活ホームの運営（詳細版 P30 関係） 社会法人型地活ホームについて制度の一部見直しや関係部署と課題の共有や事業所との検討を行ったとの振り返りでしたが、これからも地域の障害児者の求める利用しやすい地活ホームであるよう、引き続きよろしく願いいたします。	障害者地域活動ホームは、地域で生活する障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として設置された施設です。引き続き事業所と課題の共有を図るとともに、サービス全般の向上に取り組んでまいります。
108	第4期障害者プランにおいても、機能強化型地域活動ホームが地域で暮らす障害児者とその家族の支援拠点としての役割を果たしていくため、第3期障害者プランの見直しの中で、機能強化型地域活動ホームの在り方を共に検討していただきたいと思えます。	引き続き障害者支援センターや事業者とともに、機能強化型障害者地域活動ホームの課題等の共有を行ってまいります。
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす		
109	「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について。 以前入院した時、病院での介助の為に親にも泊まってもらった。病院側でも介助に対応してくれればと思う。	頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
110	3-1. 医療機関ネットワーク等の構築（詳細版 P44 関係） 医療機関ネットワーク等の構築については、医療機関の障害児者への理解や対応の遅れが目立つため、検討・構築期間を短縮し、早期に推進していただきたいと考えます。	計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
111	<p>医療的ケアを必要としているのは、重症心身障害者だけではありません。知的障害の中にもたくさん必要としている人がいるのを忘れないでください。そのために現時点では当たり前を受けられるサービスが使えずにいます。目に見える障害ばかりにとらわれているのは、いかななものかと思います。ただ十数年前に比べ確実に福祉は進んでいる事も確かですが、声を出せずにもがいている人もいるのだという事も現実・・・</p>	<p>御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>
112	<p>新規事業の医療的ケア児・者のためのコーディネーターの配置については、とてもありがたいと思っています。しかし、平成 30 年度が準備でその後配置が1人ということで、全市で一人配置ということだと思いますが、実際に計画相談で、医療的ケア児の方を支援するときには、医療と学校がどのように情報共有をしながら、その方の生活を描いていけるかなということ、とても苦慮することが多いと感じています。</p> <p>特に医療と学校との連携について模索しているところで、特別支援学校については、少しずつお話を伺えたり、学校に足を運ばせたりいただたくこと増えていますが、まだまだ少ないと思います。</p> <p>実際にコーディネーターの配置が始まったところで、情報をたくさん提供していただければと思います。</p>	<p>計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
113	<p>医療ケアといっても様々で身体は健常児と同じように走ったりできる活発な子もいます。重心施設では危ないと断られ、知的施設では看護師がいないとダメです。また、医療ケアだけでなく、知的の方でも発作が起きやすい、体幹の弱い方など、常に介護が必要な方もおります。柔軟な対応が必要です。医療ケアひとつでも色んな方がおり、様々な専門家と話す機会が欲しいです。少人数なので親も同じ悩みを持つ方と相談したり話たりする機会が欲しいです。情報が欲しいです。</p>	<p>今後、医療的ケアを要する障害児・者の生活を支えるための支援体制の構築について、関係局と連携し、検討して参ります。計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
114	<p>3-1. 医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置（詳細版 P45 関係）</p> <p>医療的ケア児・者は年々増加していますので、速やかな配置をお願いいたします。また、横浜市はとても広く、訪問診療・訪問看護・ヘルパー等々各区で事情も異なりますので市で1人とは言わず将来的には各区1人の配置の検討をお願いいたします</p>	<p>平成 30 年度にコーディネーターに対する研修等を行い、平成 31 年度から配置する予定です。</p> <p>今後、関係部局が連携し、計画を着実に推進します。計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
115	<p>医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が1人となっていますが、人ではなく個所数による目標設定が適切なのではないのでしょうか。1人でどのようなコーディネーターを行う業務設計なのではないでしょうか。</p>	<p>国の基本指針により、コーディネーターの配置人数を目標として定めることとなっています。</p> <p>計画の推進にあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
116	<p>新規案にある「医療的ケア児・者の支援のために関係者機関の協議の場を設置」とありますが、この協議の場にできれば当事者である親たちの意見が取り組まれるような協議の場であるようお願い致します。特に個人的に協議の中に組み込んで戴きたい内容</p> <p>1. 日中活動について近年どの区も卒後の受け入れが厳しく、進路相談、実習体験を行っても必ずしも希望通りには進路先が選択できないようになってきています。特に医療ケアを持つ子供たちは、受け入れ先がごく少ない地域もあり、ここ数年何とか施設のご厚意により受け入れさせて戴いているような状況です。ですがその施設も運営は厳しく、なかなか事業展開をできる状況ではないようです。区単位で問題は様々だと思いますが、当事者の意見、今後、親からの自立に向けて大切な時期を迎えていく過程ですので、きちんと協議し合い、横浜市の問題として検討していただきたいです。</p> <p>1. 移動支援について医療的ケア児は移動サービスの利用が医療行為の人を個人で準備しない限り移動のサービスが利用できません。スクールバスを利用できない我が子はずっと母が送迎しています。自分が病気になり運転ができないときは、仕方がなく、短期入所を利用しなくてはなりません。治療も通院で放課後デイサービスを利用すれば学校に登校できるのに朝の送りが医療ケアをできる方が見つからないというだけで、休まさないやならない状況です。病気でもなく、学校が好きな子供にとっては、親の都合で、短期、レスパイトを繰り返すのは忍びないです。看護師のボランティア事業に相談し</p>	<p>関係者機関の協議のメンバー及び内容については、今後、検討して参ります。計画の推進にあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>

	<p>ましたが、30分1500円利用です。片道40分かかり、通学移動支援の料金を考えると大変負担な額になります。ガイドボランティアの医療ケア講習、育成をお願いしたいです。だいたいの訪問看護師さんは医療ケアの承諾ができる資格者の方も多いので講習を受けたガイドボランティアの方に訪問看護師に手技を見てもらい実施できる契約をすとか。そのような事例が増えるとスクールバスに乘車できない子どもの親の負担も軽減されると思います。また、料金の負担が大きいため、教育委員会と予算の取り組みについても検討いただきたいです。同じ学校に通い、医療的ケアを持つ子供の家族だけが負担を加算されているのは義務教育ではおかしい話だと思います。</p>	
	意見の内容	本市の考え方
117	<p>在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会について、〇となっておりますが、在宅療養児の家族などに意見を聞いてニーズを拾うようにしなければ、不十分だと思います。</p>	<p>在宅療養児の御家族の御意見については、各種会議や委員会等の機会を捉えてお聞きし、本連絡会において共有しております。計画の推進にあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
118	<p>入院時コミュニケーション事業について、医療機関への周知を徹底してください。また日中活動事業所やグループホームの支援員が通院の付き添いを行っていることを評価するため、同制度を通院時にも適用してください。</p>	<p>医療機関への事業内容の周知については、市のホームページなどを通じて行ってまいります。また、通院の付き添いについては、障害支援区分1以上の方はホームヘルプサービス（居宅介護事業）等の対象となる場合がありますので、こちらの制度の御利用を御検討ください。</p>
119	<p>英のメリデン訪問支援、フィンランドのオープンダイアログに見られる様な緊急時の訪問支援があれば、不穏な時でもむやみに入院という方法に頼らなくてもよいと考えます。医療（コメディカル）を含めた訪問支援が欲しいです。</p>	<p>「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
120	基幹相談センターか生活支援センターに精神障害者の急性期症状に訪問するチームを作ってください。入院しないですすむような体制を作ってください。	精神障害者生活支援センターでは、定期的な訪問に加え、緊急時の訪問支援を行っています。
121	精神科病院の身体拘束を禁止してください。できなければ、1日までとしてください。拘束は治療という名もとの虐待です。人権無視はやめてほしいと思います。	引き続き、緊急時の必要最小限度の身体拘束であるかどうか、人権擁護の観点から監査・指導をまいります。
122	バリアフリーについて電車とバスは乗りやすくなりました。運転手の対応はまだまだ。	障害者差別解消法に基づき、事業分野ごとに所管省庁が事業者向けの対応指針（ガイドライン）を策定しています。公共交通機関は、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に基づき対応を進めることとなります。
123	多目的トイレや車椅子用トイレにオムツ変えができるようなベットがないことがほとんどです。肢体不自由の子供を育てていますがベビー用ベットが使える体の大きさの時はオムツ変えに困らない世の中でしたが小学生になってから大変困っています。車椅子、多目的トイレを探してさらにベットがあるかを探している状況です。これらのトイレには必ずベットもつけてもらいたいです。	本市福祉のまちづくり条例では施設の新設及び改修時には、条例に定める施設整備基準を遵守することを定めています。 また、不特定かつ多数の人が利用する公共性の高い施設の新設又は既存の改修時には、多目的トイレなどに大きめのシートを設けることが望ましいとしています。 頂いた御意見も参考にしながら、今後も、バリアフリー化を進めるよう事業者等に働きかけていきます。
124	「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について。 ・バリアフリーの適切な設置。エレベーターも、ただ設置すればいいということではない。	本市福祉のまちづくり条例では、一定規模以上の建築物等の新設や改修時にバリアフリー基準へ適合することを義務付け、施設整備者との事前協議を行っています。頂いた御意見も参考にしながら、今後も、バリアフリー化を進めるよう事業者等に働きかけてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
125	権利擁護について。障害者差別禁止法、障害者虐待防止法等に関する研修強化を明記してください。	障害者差別解消法及び、障害者虐待防止法については、法の趣旨等の普及・啓発を実施するとともに事業者等を対象とした研修を実施します。
テーマ4 いきる力を学び・育む		
126	グループホームを毎年200人分としているが、制度はあっても人材確保が厳しい状況。福祉人材確保について、具体策を障害者プランに明記してください。	障害者グループホームの person 費については、サービス提供に伴い算定される自立支援給付費で賄うこととされていますが、横浜市では、これに加え、グループホーム単位で person 費等を補助しています。 御意見について参考とさせていただきます。
127	自宅外での訪問看護の適応について。訪問看護は自宅でのサービスですが、学校や放課後等デイサービスなど利用できる場所を増やしていただけたら使えるサービスが増えて、学校への親の付き添いも減少します。ご検討をお願いします。	頂いた御意見については、引き続き、国や他都市の動向を見据えてまいります。
128	保育所等における障害児の受入れ体制の整備とは具体的にはどのようなことを行っているのか？入園に非常に苦慮したし、放課後デイサービスも数が少なく利用がどこまでできるのか不安である。障害児の親の就労保障、障害児の日中生活の場、放課後の活動の場を確保してほしい。	障害児の受入れ推進のため、引き続き、保育所等への本市独自の助成、障害児分野の研修・研究及び地域療育センター等による巡回訪問・保育所等訪問支援等を推進してまいります。今後、計画の推進にあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。
129	子どもの計画相談は地域療育センターの児童発達支援（医療型も含めて）を利用する以外はあまり進んでいないとききます。保護者によるセルフプランが可能であるため、そのプランが本当に子どもにとって適当なものかそうしたことをどこでどう確認していくのか、その相談の場は保護者の意向に反することもあるのではむずかしいとは思いますが、必要なことではないかと思えます。	各関係法人等に、事業所開所の勧奨をするなどして計画を推進してまいります。また、プラン内容は区で内容の検証、審査をした上で決定しております。今後、計画推進にあたり頂いた御意見を参考にさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
130	<p>計画相談について、特に障害児の目標は大丈夫なのかといつも思っています。通園に通っている方以外のほとんどの方は意向確認書で済ませているというのが現状ではないかと思っています。また、医療と教育と福祉が連携して欲しいと感じおり、計画相談がその一助になったらいいということを期待を込めて待っています。</p>	<p>障害児の計画相談支援（障害児相談支援）の目標達成に向け、各関係法人等に、必要な研修受講の勧奨や、事業所開所の勧奨を行うほか、関係各所に事業概要の説明や協力を依頼して参ります。障害児相談支援の推進により、医療、福祉、教育の連携がより進むよう、取組を進めます。</p>
131	<p>特別支援校だけでなく、一般の小中学校の個別級に通っているお子さんも計画相談の利用があります。地域の学校や先生方から、そのお子さんがどのような学校生活を過ごしているかを教えていただきたいと思いますが、なかなか学校に伺うことが難しい現状があります。どう地域で育つのか、育っていくのか、環境づくりや情報提供を含めて、相談員の役割の一つだと思うので、事業者が足を運べる環境の構築や、後押しをお願いできればと思います。</p>	<p>各種学校の連絡会や各区自立支援協議会などで、事業概要の説明や事業への協力をお願いしており、学校や関係機関との関係構築に努めてまいります。計画の推進にあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
132	<p>障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上を図る観点が必要な論点として議論される中、障害児相談支援事業にも同様にそれが求められるところであるが、障害児の保護者等が障害児相談支援事業の不足等でスムーズな利用ができないことからやむなくセルフプランを選択する実情があるように感じる。障害児相談支援事業については、セルフプラン率の記載、及び障害児相談支援事業の潜在ニーズを加味した上で、望まれないセルフプランの解消に向けた計画をお願いしたい。</p>	<p>障害児相談事業の不足のためにやむなくセルフプランになることのないよう、各関係法人等に、必要な研修受講の勧奨や、事業所開所の勧奨をするほか、関係各所に事業概要の説明や協力依頼をし、計画を推進してまいります。今後、計画推進にあたり頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
133	訓練会について、学童も必要としますが学校を出てからの方が機能維持を目的として必要となります。	地域訓練会運営費助成事業は、高校等年齢までの児童を対象とする活動への支援としており、それより上の年齢の方については、地域活動支援センター等の日中活動支援策等により、障害者の機能訓練・維持を支援しています。御意見は、障害児者の機能訓練・維持の施策を検討する中で、参考とさせていただきます。
134	4-1. 地域訓練会運営費助成事業（詳細版 P62 関連） 重心の訓練会活動は、月 4 回の活動の継続がかなり厳しい状況にあります。知的障害の子ども達の訓練会も存続が難しく、休止状態になっているところもあります。今後も訓練会として活動を継続していけるよう、月 2 回の活動でも助成対象となるような助成要件の見直しの検討をお願いいたします。	活動頻度や人数については、継続的な地域訓練会活動として必要な下限設定をしております。 御意見は、参加しやすい工夫等を関係機関とともに検討する中で、参考とさせていただきます。
135	療育センターの待機期間の改善については、3.5 月から 3.0 月への改善は 2 週間の改善です。月単位の改善がなければ、誤差の範囲になってしまうのではないのでしょうか。予算を付けて、2 月程度への改善目標設定をお願いします。	初診申込件数は毎年増加していますが、診療枠の増や申込後速やかに面談を行い診療に必要な情報を聞き取るなどの工夫を行い、初診待機期間の短縮を図っています。 今後、計画推進にあたり頂いた御意見を参考にさせていただきます。
136	地域療育センター以外の児童発達支援事業所が増えている中で改めて児童発達支援センターとしての療育センターの役割がどうなっていくのかと思いました。	障害児支援を行う事業所が増えているなか、地域療育センターは、身近な療育の専門機関として、地域の機関への技術支援などを推進していく役割があると考えています。今後、計画推進にあたり頂いた御意見を参考にさせていただきます。
137	地域療育センター運営事業について、スタッフのマンパワーの充実、つまり人員増をはかり、施設設備についても老朽化しているところ、特にトイレや給食施設に積極的に予算をつけて対応すべきです。	地域療育センターは、必要に応じて人員増や施設の修繕・再整備などを順次行っています。 頂いた御意見については、今後、地域療育センターの運営の参考とさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
138	<p>小学校放課後キッズに障害児を受け入れてくださっている事は助かるが、担当者に聞いたところ「発達障害に詳しい人が募集しても入ってこない」との事。社会的な子どもなら利用できるが、ワーとして大勢の子がそれぞれにグループで時間をつぶしている中、人員不足でおびえる障害児もいる。引き続き整備をすすめてほしい。</p>	<p>障害児の受入れのため、平成 28 年度以降、職員加配補助制度を順次拡充してきました。引き続き職員の障害理解を促進するための研修の充実を図り、受入体制を整備してまいります。</p>
139	<p>医療的ケアを必要とする子供や重症身体障害児の放課後等デイサービス事業について。医療的ケアを行うスタッフ、バギーのまま送迎できる大型の送迎車、多くの子供が休んだり、皆バギーや車椅子を必要とするのでスペースも必要であり運営に費用がかかり他の障害種別に比べて圧倒的に数が少ないです。加算の工夫をしていただきたいです。重症児も医療ケア児も肢体不自由の程度が軽度の子供も共に過ごせるような場所があったらいいなと思います。</p>	<p>重症心身障害児の方が通える放課後等デイサービスは、平成 27 年度からの 3 年間で 6 箇所が増となっています。今後も、各法人に働きかけ、受入れ体制の強化や事業所の増設に向けて取り組みます。計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
140	<p>放課後等デイサービス（放デー）制度が定着し、保護者にとっては、重要なインフラとなりました。しかし、事業者が急激に増加し、競争になっています。障害の程度が軽いお子さんを集めている事業者や、支援者の異動が頻繁な事業者も見受けられます。一方で、重心、医療ケア、肢体不自由児など、手がかかる児童生徒の利用先は限られています。重度、重複児の受け入れ枠を増やすよう、指導していただきたいです。・放デーの支援者の障害に対する理解・スキルは、事業者の研修体制によってばらつきがあります。市のバックアップで、事業者の枠を超えた統一した研修体制を整え、全体のスキルアップを図ってほしいです。・放デーの情報は、保護者同志の口コミによるところが大きいです。事業者と市、区との協議の場はあるそうですが、放デーを利用している当事者の意見・要望について協議する機会を定期的に設けて頂きたいです。</p>	<p>現在も事業所への実地指導や研修等を行い、サービスの質の確保に向けての取り組みを実施しておりますが、今後も質の確保にも努めながら計画を推進してまいります。また、重症心身障害児の受入及び、事業所との協議の場についても、計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>
141	<p>4-1. 放課後等における居場所の充実（詳細版 P64 関連）学齢障害児支援の充実については、放課後等デイサービス事業の目標数は年度ごとに増加していますが、肢体不自由児並びに医療的ケアを必要とする重心障害児向けの放課後デイサービス事業が現状も少ないと言う事を踏まえ、障害種別の目標数を定めて推進して頂きたいと考えます。</p>	<p>重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児等を含め、障害種別に関わらず受け入れができるよう、各法人に働きかけ、受入れ体制の強化や、事業所の増設に向けて取り組んでまいります。計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
142	成人期の方への支援をしていると、親御さんはグループホームと書いていてもひとり暮らしになる方が少しずつ増えています。その時に自アシさんとかだけでなく、本人の生活力を高めていく支援を高等部よりできないでしょうか。東北の方のある高等部養護学校では、高等部になると炊飯器を一人ひとつずつ持たせて高等部卒業までに食事をつくれるようにする取組があると聞きました。横浜市の高等特別支援学校として就労のスキルだけではなく、生活する力を育む取り組みを強化できないでしょうか。	頂いた御意見を踏まえ、今後の高等特別支援学校での教育内容の参考とさせていただきます。
143	「あなたも私も、僕も君も」としてPTAを包括した心の病なる障害を学校（中学・高校）でのキズキの対応教育を関連窓口と連携推進いただきたい。	頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
144	「4-2」昨年センター的機能を利用させていただき、とてもありがたく思いました。ただその都度先生に授業を抜けていただき、他の方にも申し訳なく思いました。ちょっとした事ではお願いしづらいなと思いました。保護者でつながって、共通する事をお願いできたらとも思っています。	頂いた御意見は、事業実施する上での参考とさせていただきます。
145	就学・教育相談の体制強化ですが、就学相談は、地域療育センターなどで実施するように検討をしてもらいたい。	頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
146	特別支援学校スクールバスの運行について、医療ケア児が乗車・通学できる体制を早急に構築するべきです。毎日保護者自身が送り迎えをすることの負担は極めて大きく、保護者の健康を損なっているような現状です。	頂いた御意見については、引き続き、国や他都市の動向を見据えてまいります。

	意見の内容	本市の考え方
147	<p>教育における特別支援学校の再編整備について、平成 32 年度には左近山を開校したことにより、再編整備終了となりますが、そもそも北綱島の閉校に関し、保護者他の同意もえないままに、さも計画のように書かれているのは、まったく理解できません。市立の設置は義務ではないと言われても、市内で地域格差がある。北綱の閉校を選ばれる理由が全くわかりません。学校が多少狭くても、自宅から一番近いのが一番です。肢体不自由児の体調管理においても、保護者の生活においても近くにある学校が一番です。悪化させる計画を左近山開校前に見直してください。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>
148	<p>A 2・B 1 のクラスの高校を増やしてほしい。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
149	<p>都筑区在住 50 代女性です。友人のご息子が北綱島特別支援学校に通っています。この学校をなくさないでほしいと願います。分校になる計画も含め、市北東部から遠距離になることは現在通学する、または将来的に入学を希望する子どもたちの健康に、多大なるリスクと悪影響を与えかねないこと、またその保護者の負担増強が計り知れないと思います。できる限り無理のない環境下で、子どもたちが学校に集い、大切な交流の場で新しい出会いと刺激を得て学ぶ意義と権利を尊重していただきたいと切に願っています。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
150	<p>特別支援学校の再編整備について、下記の記載があり、「再編整備終了」となっていますが、再編計画については、市教委の説明に PTA、保護者が納得せず、特別支援学校の校長会からの提言でも問題視されています。計画自体も 31 年度の話です。かような状況にもかかわらず、実施終了と記載されているのは、甚だ遺憾です。抗議したいと思います。いつから横浜市は、このような障害者いじめをするようになったのでしょうか？</p>	<p>再編整備に伴う平成 31 年度の左近山特別支援学校（仮称）の開校により、施設整備における再編整備が終了します。一方、居住地域により通学先を指定していくこととなりますが、在校生に対して転校を強制することはありませんので、全体の再編整備はゆっくり進んでいくこととなります。</p>
151	<p>特別支援学校の再編整備プランを見ての意見です。人口増加の著しい横浜市北東部の特別支援学校をなくさないでほしいと思います。どうぞよろしく願います。</p>	<p>市北東部にお住まいの方については、引き続き、新たに設置される県立特別支援学校及び既存の県立・市立特別支援学校で受け入れます。</p>
152	<p>北綱島特別支援学校が閉校となり上菅田特別支援学校の分教室となる計画について。生徒数が多く、またこの地域は人口も増えていて今後も生徒数が増えることが予測されます。この地域の学校が閉校になる理由がわかりません。近隣の一般校は人口の増加に伴い新設校（小学校）が 2 校できます。特別支援学校だけは『土地がなかった』との説明で生徒が想定数より多くいるのに 3 年後に閉校すると説明を受けました。このようなお話は一般校ではありえないと思います。障害のある子供も地域の学校に通いたいです。北綱島特別支援学校の継続、他の肢体不自由特別支援学校と同じ教育を受けられるよう区別をしないでください。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
153	<p>特別支援学校について住んでいる地域の学校に通えますよう、位置や人口に似合った設置をお願いします。横浜市は近年は学童人口が減少して廃校となった小学校をリフォームして身体の不自由な子供が通う特別支援学校を新たに作っていますが（元々ある特別支援学校を閉校にして新たな場所に作っている）、遠い場所に通う負担、スクールバスを運営する費用も大きいと思います。インクルーシブ教育を国では推奨していますが横浜の子供も地域で学べるようにお願いします。</p>	<p>肢体不自由特別支援学校の再編整備においては、できるだけ居住地から近い特別支援学校への就学ができるよう就学相談を行っていきます。また、引き続き、個々の障害の程度や状態に応じた必要な教育の場を充実しながら、子ども達の成長を促がせるよう、インクルーシブ教育システムの構築にも取り組みます。</p>
154	<p>分教室と書いているが、分教室は校長先生もいない。先生の数も減らされ環境は悪化するので、通う児童生徒の学習権を侵害していると思います。</p>	<p>分教室移行後も現状の教育内容を継続できるようにしてまいります。</p>
155	<p>人口増加の著しい横浜市北東部の特別支援学校をなくさないでほしい。</p>	<p>市北東部にお住まいの方については、引き続き、県立及び市立特別支援学校で受け入れていくとともに、北綱島特別支援学校においても、上菅田特別支援学校の分教室として今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>
156	<p>特別支援学校の再編計画は、何故、北綱島特別支援学校が閉鎖されるのか理解出来ない。横浜市の説明は、閉鎖ありきで、子供の事を考えていないと感じる。閉鎖案を見直すべき、又は廃止すべきである。左近山特別支援や他の支援学校に転校は通学時間や通学バスの問題もある。北綱島特別支援学校に通う児童は、重度の障害のある児童が多数いる。実情を理解していない人間が計画しているとしか思えない。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
157	<p>横浜市教育委員会の「特別支援学校再編整備計画」について、関係者の方々には、改めて正しく認識して頂きたいと思っております。この再編整備計画、当初は①学区を定め、どの学校でも同じような教育をうけられるようにする。(どの学校でも重度から軽度の子どもを受け入れる。)②スクールバスの整備、1時間以内の登下校をめざす。③上菅田特別支援学校の過大化解消のため、旭区に左近山特別支援学校を新設する。④狭隘化、老朽化を理由に北東部の北綱島特別支援学校を閉校する。と言われておりました。今の状況は、どうでしょうか？</p> <p>①②については、今後時間をかけて状況を見ながら対応していく。③については、左近山特別支援学校の新設を進めている。(ただし、上菅田の在校生に、転校の要請はなく(希望制)現時点では、数名しか動かず、開校時は、その年の新生+その数名となり、上菅田の過大化解消には、あまり効果が期待できないと思われる。)そもそも必要なのか？④北綱島の保護者からの反対もあり、閉校→分教室になる。(一見、条件が良くなったと思われるが、現実には、全く違う。何故なら、分教室は、法的に守られず、校長先生の配置もない。本校(上菅田)と教員数や看護師等、人数が減るのは、明らかである。)</p> <p>そもそもの目的の①②が先延ばしの状態で再編整備終了に向かっていくといえるのでしょうか？左近山特別支援学校を新設する事で、児童生徒の受け入れ枠は、増えたかもしれませんが、この偏った学校の配置で、身体の不自由な子どもたちが、正しく適正に学校に通えるわ</p>	<p>市北東部にお住まいの方については、引き続き、県立及び市立特別支援学校で受け入れていくとともに、北綱島特別支援学校においても、上菅田特別支援学校の分教室として今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

けがありません。人口流入が進む市北東部の子どもたちは、見捨てられるのでしょうか？

市教育委員会は、北綱島特別支援学校の保護者には、説明会や個人面談を行い丁寧に対応していますと各所で話していますが、保護者は、全く納得していません。先日、北綱島特別支援学校で行われた説明会では、「左近山特別支援学校を開校するためにどこかひとつ学校を無くさなくてはならず、それが北綱島になりました。」と言いました。障害者の教育を率先して進めていた横浜市が、肢体特別支援学校は、5校までという意味のないこだわりで、医ケア率の一番高い北綱島特別支援学校の子どもたちの学校を、命の危険、リスクの高まる分教室にしているのでしょうか？新しく学校を建てて欲しいとは、言っていません。今まで通り、学校で残して欲しいと言っているだけです。ここは、子どもたちにとって唯一無二の場所です。間違いが起きたとき、横浜市は、責任を取ってくださるのでしょうか？市教委の間違いを誰か正してくださいませんか？間違いを認めず、正しい方向に進んでいないものに、私たちの大切な税金を使わないでください。私達は、安全に不安のない学校に通いたい。一体誰のための何のための再編整備なのか、横浜市に問いたいです。どうぞよろしく願いいたします。

	意見の内容	本市の考え方
158	<p>私は、今回の再編整備計画について、コメントをさせていただきたく、メールしました。私の子供は、北綱島特別支援学校に通っています。保護者説明会を通じて、教育委員会の話を聞いていたのですが、どうしてこの学校を閉校して、分教室にするのか?未だに理解できません。保護者の間でも、この計画は問題だらけだと言っています。保護者の意思を無視しており、この学校をなくせば、重度障害の子供は、通えなくなることが明らかです。この地域は、重度障害の学校がありません。もう少し、子供達の事をよく考えて下さい。そして、この計画を白紙にして、この学校の子供の事、保護者の思いを汲み取って下さい。あなた方のしている事は、傲慢としか思えません。私たちは、分教室ではなく、学校を残してほしいのです。よろしくお願いします。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>
159	<p>北綱島特別支援学校の閉校、分教室移行の件が、保護者への説明会、個別面談実施とだけあり、まるで円滑にことが進んでいるように書かれているが、保護者との話し合いは平行線で全く納得などしていない。狭隘化など通学する場所を奪う理由にはならない。環境改善、教育の充実などは通う学校があつてのこと。何故、閉校することでの問題が山積する中、強行に押し進めるのか理解出来ない。せめて 32 年度再編整備終了ではなく、もっと時間をかけて、何故、市北部に特別支援学校を無くしてでも再編を推進する必要があるのか保護者が納得できるような意味のある説明会をお願いします。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
160	<p>友人のご子息が閉校予定の北綱島特別支援学校に通われています。閉校することについて反対の意見を送らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増加の著しい横浜市北東部の特別支援学校がなくなるということで大変困惑されています。なくさないでいただきたいです。 ・北綱島に通いたい児童生徒の人権や学習権を侵害しているのではないかと思います。通われているお子さんは重度の障害を持った方もいらっしゃいます。 ・分教室となると校長がいないため、救急搬送の指揮系統・責任は誰になるのか、判断が曖昧になり迅速な判断ができないのではないのでしょうか。 ・教職員や看護師の数も減り先生方の負担が増し、予算も減るので、環境悪化は避けられないと思います。 <p>以上再検討いただきたくよろしく願いいたします。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
161	<p>北綱島支援学校が将来的に閉校になることも知りました。そちらへお子様を通わせていらっしゃるご家族の方々はなんとか存続へ向けてということで、活動をしていらっしゃるようですが、方針に変わりが無いと聞き、とても残念に思います。幼児教育の無償化など子供に優しい社会と共に、そこに通う子供達がたくさんいて、その子供達と保護者が幸せである支援学校を減らさないで頂きたいと思えます。先日横浜市内の障害のある方々の作業所でボランティアをさせて頂きました。年齢も障害も様々ですが、とても生き生きと自分にできる仕事を一生懸命にされていました。もちろん将来そのようなことの叶わない重度の子供達もいるでしょう。であれば尚更、できる限り便利の良い場所で学ぶ場が、友達と過ごす学校が誰にも必要です。遠くなってしまうと大きな負担になる、そして通えなくなるという家庭を切り捨ててはいけないと思えます。そして分教室となった場合条件が悪くなり保護者にとっては不安が大きくなるようです。保護者や子供達から必要とされている場所で、望まれる形で、支援学校が存続していけるよう切に望みます。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
162	<p>特別支援学校の再編整備について記載がありましたが、入学者増に伴う狭隘化のため、対応が必要な特別支援学校（肢体不自由）を再編整備するならば、人口の多い横浜北部の北綱島特別支援学校は学校として絶対に残すべきです。地域と共に歩んできた北綱島をなくしてはいけません。健常児のお母さん方も、他人事ではなく、自分の子も障害を持って生まれるかもしれなかった。近くに特別支援学校があるから安心できた、と言っています。一般の地域住民も、特別支援学校を排除してほしいとは思っていません。左近山特別支援学校が開校するから、北綱島を閉校させる理由が本当にあるのですか。地域が全然違います。分校で、存続させるなら、学校でよいのではないのですか。折角の素晴らしい施設を壊すのではなく、これからも横浜北部の障害のある子ども達の為に有効利用させてください。どうか特別支援学校を13校に整備するという考えに切り替えてください。お願いします。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>
163	<p>今後、青葉区に支援校が開校すると、本校に在籍する横浜市民は少なくなることが予想されます。新設校との連携を蜜にし、市の施策情報の共有を図っていただきたいです。</p>	<p>引き続き、県教育委員会と情報共有及び連携を図ってまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
164	<p>特別支援学校の再編整備については、児童生徒及び保護者の意見を十分尊重して進めていただきたいと思います。また、再編整備に伴い、閉校予定の北綱島特別支援学校につきましては当該地域は特に児童数の多い地域であり今後も特別支援学校の必要な地域であるということをも十分踏まえたうえで、新たな支援学校の整備も視野に入れて検討していただきたいと思います。再編整備に伴い、軽度から重度まで各校で受けれていく予定になっていますが、必要な教員体制等をきちんと取っていただきたいと思います。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、北綱島特別支援学校での教育内容を継続できる教職員配置及び教職員体制の構築に努めてまいります。</p>
165	<p>北綱島特別支援学校の分校（いずれは閉校）を一方的に決定されたことが非常に残念です。</p> <p>説明会で質問をしても、的確な解答はなく、不安と不満が募ります。</p> <p>また、高等部卒業後の通所施設も空きが非常に少ない状況で 将来に希望が全く持てません。</p> <p>遠くの施設まで通わなければいけないのであれば、交通費の全額負担と送迎の保障をお願いします。</p> <p>毎日、親が送迎するのは困難です。</p> <p>さらに、親亡き後 兄弟児に負担をかけずに行きっていくことができるのか 非常に心配です。</p> <p>重度障害児の教育と生活の場を狭めることのないよう、くれぐれもよろしくお願い致します。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
166	<p>北綱島特別支援学校分教室化及び、横浜市特別支援学校再編整備計画の凍結を望みます。</p> <p>・北綱島特別支援学校に関して、障害者プランで評価〇、32年度終了と書かれています。事実と異なります。なにをもって評価〇としているのでしょうか？保護者は全く納得していません。障害福祉部としても、他人事とせず、「障害者差別解消法」に反することとして、受け止め、市長、教育長、教育委員会、健康福祉局全体で議論していただきたいです。数人の教育委員会のかたが勝手に決め、事前に有識者会議も、保護者説明会も無しに、閉校を強行する姿勢が理解できません。議会や教育委員、福祉関係者、他学校関係者には、教育委員会に都合の良いことしか言わず、強行しようとしています。</p> <p>・北綱島特別支援学校は、横浜市内で障害の度合いが重度である児童生徒が一番多く通う学校であり、再編整備により、学校が閉校や分教室になったり、不安定な環境では、児童生徒が、命の危険にさらされます。問題が多いまま強行すれば、もしも何か事故があった場合、見切り発車をしたと、横浜市教育委員会の問題が、公になると思います。</p> <p>・分教室で期限を撤廃しての存続とは、だれがどう保証するのでしょうか。横浜市北東部に住む障害のある児童生徒の教育を受ける権利を蔑ろにしています。説明会では、仮に再編整備により、学校に通えなくなる児童生徒が発生しても、</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

訪問学習という方法があるから、学習権の侵害に当たらないと教育委員会は説明しました。このことは、障害者が長年願ひ、先輩方の運動の末獲得できた権利・歴史を後退させる暴挙です。障害福祉部として、このような差別的行為をどう考えているのでしょうか？

・分教室は、校長先生はいなく副校長先生となります。重度の児童生徒が多く救急搬送も多い北綱島特別支援学校の状況をわかっているのか疑問です。分教室になると、看護師さんは減らされ教職員の負担が増えます。一方、新設される左近山特別支援学校は、再編整備を謳いながら、周辺の特別支援学校在校生には転校しなくて良いので安心してくださいと説明しているので、新入生や加えて何人かの人数構成となり、学校として、成り立つのか疑問です。上菅田から遠く、70～80人の北綱島が分教室で、人数が少ない左近山が学校とは、理解できません。

・教育委員会は、特別支援学校を設置する義務は市ではなく県にあると、投げています。肢体不自由学校が5校から6校にできない理由は为什么呢？学校であると国や県から補助金が入ると思いますが、分教室にすれば、全額横浜市負担です。予算予算と言いながら、横浜市が分教室を負担し続ける理由は何ですか？分教室として期限なく存続すると言いながら、ただの絵にかいた餅に過ぎないと思います。

・問題だけの、この北綱島特別支援学校閉校分教室問題、横浜市特別支援学校再編整備計画の凍結を希望します。

	意見の内容	本市の考え方
167	<p>横浜市教育委員会は、特別支援学校の再編整備で、人口が増えている港北区にある北綱島特別支援学校を閉校し、人口が減少している旭区の左近山に新しい特別支援学校を設置すると発表しました。</p> <p>北綱島特別支援学校は、北綱島小学校と渡り廊下でつながり、行き来がしやすく、インクルーシブ教育のモデル校です。全国から見学に来るような学校を、通っている生徒・児童・保護者・地域の方達の見聞も聞かずに閉校を決める事は横浜市として恥ずかしいことではないでしょうか。今あるつながりを生かしてください。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
168	<p>肢体不自由特別支援学校再編整備計画で、左近山に新設校を作るために北綱島特別支援学校を閉校にするのは法令違反になると考える。教育委員会は特別支援学校の設置義務は神奈川県にあると言いつつ、北綱島特別支援学校を分教室にしようとしている。地方自治体は差別に繋がる様々な障壁を取り除くことが義務のはずである。法律や観念も社会的障壁になると文部科学省からの通達に出ている。横浜市に新設校をどんどん作れと言っているわけではない。今まであった学校をなぜなくさなければ新設校を作れないのか、分からない。健常児の学校は増やせるのに、特別支援学校を増やせないというのは横浜市教育委員会による障害者差別である。重度障害者は医療技術の発達等によりこれからも増え続ける。研究結果も多数あるはずなのに、横浜市は障害者が学ぶ場所を縮小しようとしている。北綱島特別支援学校は市内北東部にある重要な特別支援学校である。再編整備計画を見直し、閉校を撤廃するべきである。調査方法や計画の策定もかなりずさんで、教育委員会による「丁寧な説明」も全くなされていない。有識者、資料関係者、地域の障害者福祉に関わる人、保護者、現場の教職員を加えた会議を開き、計画をやり直すのが筋だと思う。</p>	<p>北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分教室として在校生及び今後の就学予定者も受け入れていくことで対応してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
169	特別支援学校医療的ケア体制整備事業について、○となっていますが、どういった根拠で○なのか、全く足りていない実情です。さらに、早急に対応をしてもraitaitaiです。以上、今のところ資料を拝見しての意見を提出いたします。見直しにより、プランの実現・充実を期待しています。	引き続き、特別支援学校での医療的ケア体制の充実に向けて取り組んでまいります。
170	支援学級の先生が「人が足りない」と言っている。支援員もほぼボランティア価格、時間制限もある。B1以上は基本支援級なので、大変な子もいる。個別級の先生を増やしてほしい。	教職員をすぐに増やすことは困難ですが、引き続き、特別支援教育支援員事業の充実に取り組むとともに、校内での支援体制の構築に取り組んでまいります。
171	おはようございます。いつもお世話になっております。私は、重度障がいので24時間ヘルパーさんが必要です。でも、ヘルパーさんがぜんぜん足りていなく、自分の生き方ができません。それと、ヘルパーさんの質が悪すぎます。利用者側が事業所さんの顔色を見ながら、生活をしている事が、今の横浜福祉の現状です。これでは、「障がい者総合支援法」とは全く言えません。もう一度この制度を、神奈川県知事さん 横浜市長さん 障がい者福祉の職員さん全員で読み直して頂き、ソッコー改善をお願いします。本当にヘルパーさんが足りていないので、それぞれの利用者のニーズにあったプラン実行を、心からよろしく願います。	御意見の趣旨は、今後も具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
172	「テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ」について。 ・ガイヘルを使い、もっと色々な所へ外出したい。	事業者については、今後、事業の趣旨等について周知徹底を図ってまいります。頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
173	障害福祉関係の人材の育成と確保に予算を十分にとってください。	頂いた御意見を参考に、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
174	福祉の人材不足の状況はより一層深刻になっています。特に入所施設やグループホームなど夜間の勤務を伴う職種は厳しい状況が続いております。この状況は福祉分野全体に係ることであり、障害福祉だけの取組みで改善できることには限りがあると思います。今後の少子高齢化が進むことを考えた上での、横浜市としての福祉の取組みが求められていると思います。あらたに健康福祉局だけでなく、横浜市の関係部署を横断する専門部会等を立ち上げ、横浜市として福祉の人材確保を方針として打ち出してください。	平成 27 年度には「福祉のしごとフェア」に関連団体と参画しましたが、参加者が少なく苦慮しています。現在はどの分野も有効求人倍率が高く人材を確保することが課題となっており、障害福祉分野でもより深刻化しています。こうした状況をふまえ、本市では事業者とともに人材確保の方策について取り組んでいきます。
175	人材について、専門学校が、一時期立て続けに撤退した。それ以降、確保が難しくなった。そうした学校がもう一度できるように、市の関与を。また、授業の内容として、何を伝えるかということも作っていく必要があるのでは。資格を取るだけでなく、福祉に興味を湧くような授業内容を作ってほしい。一般大学の福祉も、福祉に行かなくなって何年も経つ。そこにどうPRするか。	頂いた御意見を参考に、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。
176	人材確保として、東京都グループホーム職員の住居手当の制度等を参考にしてほしい。	頂いた御意見を参考に、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。
177	人材確保として、京都のような事業者認証制度で大学と連携したりしないとこの局面を打開できない。	頂いた御意見を参考に、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。
178	人材確保・育成 福祉の人材確保 グループホームの設置数伸びていない、その原因は、知的障害者のグループホームにおいて人材確保ができないことに一義的原因。プロモーションビデオがどこまで効率的か疑問。抜本策をしめしてください。	平成 27 年度には「福祉のしごとフェア」に関連団体と参画しましたが、参加者が少なく苦慮しています。現在はどの分野も有効求人倍率が高く人材を確保することが課題となっており、障害福祉分野でもより深刻化しています。こうした状況をふまえ、本市では事業者とともに人材確保の方策について取り組んでいきます。

	意見の内容	本市の考え方
179	<p>障害の重い方は遠くの大きな病院に通院することが多いです。例えば気管切開をしている子は親が3キロの吸引器を持ち、公共機関の長時間の利用、病院で長時間待ち、荷物は重い、吸引は必要、(昔は多動)で通院するのが大変でヘルパーを利用させて頂いていますが吸引できる方がおらず、結局、親とヘルパーと子供で行っています。会計時などで見ていただき助かりますが、正直、ほぼヘルパーの意味はあまりないです。常に親が付き添いが必要です。通学も医療ケアがあり公共機関での利用をしていますが吸引できるヘルパーがおらず親が行くしかないです。医療用品にお金はかかるわ、通学付き添いで働けないわです。せめてヘルパーさんが送り迎えして頂けると働けるのに、ケアがあるだけで送迎の時間で2時間ほど取られています。</p>	<p>御意見の趣旨は、今後も具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>
<p>テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ</p>		
180	<p>就労について。A型を辞めた理由を調べて、合うような支援をしないと落ちこぼれる。</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、利用者お一人おひとりにあった適切な支援がなされるよう引き続き関係者と協力し、取り組んでいきます。</p>
181	<p>学校卒業後の行き先が昔より増えたが、まだ足りていない。</p>	<p>学校卒業後に利用する施設の推進については、引き続き取組を進めてまいります。</p>
182	<p>就労支援について、就労支援のA型やB型や自立支援などにかかる税金、収入例のモデルと就職した場合の税金、収入例のモデルなど作成して事業所にオトク感を示せればよいかと思えます。</p>	<p>費用対効果を明らかにすることは重要なことですが、御提案頂いた数値を検証することは、データ収集や分析等の点から難しい面があると思えます。今後の参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
183	<p>日中活動について、量的な拡充が進む一方で行動障害や医療ケアなどの重度者が疎外されている状況があります。単なる数値目標ではなく、具体的なニーズに即した目標設定をしてください。『地域活動支援センターについては必要数を確保しつつ障害福祉サービスへの事業移行を進める』とのことですから、移行を促進するための補助金の拡充をしてください。</p>	<p>引き続き、市内6方面別に常に医療的ケアが必要な障害児・者等を支援する多機能型拠点の整備を進めるとともに、行動障害や医療ケアのある方などの通所施設数の拡大に向けた施策を検討します。また、地域活動支援センター作業所型から障害福祉サービス事業への移行に伴う補助金については、引き続きあり方を検討します。</p>
184	<p>放課後等児童デイがふえる今、帰宅時間が伸びています。この事業を利用している人たちが高等部を卒業して福祉就労（日中活動）に移行した時、日中活動終了時間が短く感じる人が多くなると予想されます。このこともふまえて、これからの事業を考えていただきたいと思えます。</p>	<p>引き続き国の動向を注視していくとともに、状況把握に努めてまいります。</p>
185	<p>横浜市北部地方に障害者の日中活動場所を作って下さい。横浜市の中で地域格差があるように思います。遠い場所に通う場合には移動支援や本人の疲労も伴い、体や費用の負担も増えます。</p>	<p>通所系障害福祉サービス事業所については、施設が少ないと思われる地域に対して施設新設時の補助金を増額しています。</p> <p>なお、日中支援等の施設については、設置場所の選定を運営法人が決定していることや、施設を設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況です。</p> <p>御意見については参考とさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
186	<p>横浜市北部は通所施設、作業所が元々少ない上に人数が多いため受け入れ先がない状態です。この先、卒業生は増加する一方ですが、新規施設の予定が全くないです。上記 2-1、2-2 と同様に、慢性的に需要見込みに対する定員が確保されていない状態です。進路担当の先生はいつも、進路先が非常に少ない、とお話されています。・新規の事業所立ち上げ時の設置基準が、想定する利用者が必要としない設備（オストメイト等）まで要求されているので、新規参入が困難となっています。・放デーは、17 時頃まで利用できますが、施設では夕方の過ごし先が限られています。学校を卒業してからの夕方支援施策を望みます。</p>	<p>通所系障害福祉サービス事業所については、施設が少ないと思われる地域に対して施設新設時の補助金を増額しています。</p> <p>なお、事業所については、設置場所の選定を運営法人が決定していることや、設置可能な土地や建物の確保のしやすさが区によって異なるといった事情から、各区に均等に設置していくことは困難な状況です。御意見について、参考とさせていただきます。</p> <p>事業所の新設における横浜市福祉のまちづくり条例の適用については、関係団体や建築局等と協議を行い、一定の条件の下に緩和措置を講じています。また、学校卒業後の障害者の夕方支援については、引き続き国の動向に注視してまいります。</p>
187	<p>5-3. 日中活動場所の役割の明確化及び設置促進（詳細版 P89 関連）</p> <p>日中活動場所の拡充については、横浜市がどう関わって進めていくのかを具体的に示していただきたいと考えます。</p> <p>また、生活介護の年度別の目標値については、主な障害種別ごとの目標を記載していただきたいと考えます。</p> <p>年齢区分 4</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
188	<p>横浜市福祉特別乗車券と敬老パスなどについて IC カードとして頂けないかと思えます。有人改札を通るのに不必要な不安がありますし、並ぶことや動線から外れることが多いです。IC カードにして頂ければ使えない人のみ有人改札で見せればよいと思えます。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
189	<p>大変立派な福祉の市で感謝しております。高齢者パス障害者福祉パス失くさないでほしい。</p>	<p>引き続き、制度の維持に努めてまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
190	<p>「テーマ2 住む、そして暮らす」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子タクシーの台数がとりにくいので増やしてほしい。 	<p>事業者については、今後、事業の趣旨等について周知徹底を図ってまいります。頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
191	<p>基本目標など、テーマ別に分かれて考えられていると思いますが、実際に充実されているのでしょうか。ガイドヘルパーを利用したくても、断わられてしまう現状があります。「知的の軽い人は大丈夫やりたいヘルパーがいるから！同じ単価だったら、身障の重い人につきたいと言う人はほとんどいない」と言われました。この現状を重く受け止めて欲しいです。良い制度を作っても、現場サイドがついていけていません。ヘルパーさんは年配の方が多いのが現状です。これでは、安心して地域生活が送れません。親亡き後どこか今が不安です。ぜひ今を安心してらせるよう協力をお願いします。</p>	<p>御意見を参考にさせて頂き、引き続き、利用しやすい移動支援を目指して、取組を進めて参ります。</p>
192	<p>医療ケアが必要な児童生徒、また、自力通学が困難な高等部の生徒は、スクールバスの乗車ができない状態です（特に登校時）。親の負担が大きく、親が送迎できない場合は、子どもを休ませるしか選択肢がない状況です。</p>	<p>現状と課題をしっかりと把握し、御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
193	<p>・移動情報センターの設置により、移動支援に関する相談窓口ができ、制度や業者の紹介を受けられるようになり、助かっています。・本校では、利用者がいないことから車両を使用した通学支援サービスが終了しました。乗り合いによる通学支援ですが、定期利用、利用料は、乗車する人数で割る形なので、使い勝手が悪く、利用者がいない状態となったためです。普段は、保護者が送迎していますが、都合がつかない時に利用できる移動支援サービスがあると助かります。送迎の為に、放課後等デイサービスを利用することもあり、他のニーズを放デーがカバーしている状態です。・高等部、障害者施設への送迎サービスの充実を望みます。特に、朝の送迎の為、退職を余儀なくされる保護者がいます。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
194	<p>取組 5-5</p> <p>「文化スポーツ・レクリエーション」につきまして、「情報収集」「仕組みづくり」の角度から、意見と提案書を提出させていただきます。</p> <p><経緯></p> <p>私どもはNPOのメディアとして横浜に事務局を置き、2000年シドニーパラリンピック写真配信をきっかけに、障害者のスポーツを知り知らせる活動を行ってきました。インターネットによるパラリンピック写真配信と写真展の活動が始まりで、現在はパラリンピックムーブメントの役割を取材。地域の橋渡し役になればと考えています。</p> <p>2011年のスポーツ基本法の改定により、それまで障害者のスポーツが健常者のスポーツと区別され、スポーツとしての認識が極めて低い状態が改善され、リハビリ、レクリエーションから協議まで、スポーツの様々な要素が障害のある人の生活の質を高めるテーマとなりました。</p> <p>現状・未来に向けて～2020後への準備／この数年で行いと考えること</p> <p>現在は、旧体制からの移行期になり、ハード、ソフト面と改善と同時に、東京でのパラリンピック啓発活動「パラリンピックムーブメント」の推進により、全国の障害のある人の地域での暮らしへの「協議スポーツからのアプローチ」が行われています。</p>	<p>関係機関との連携は重要であると認識しております。今後も頂いた御意見を踏まえながら、着実に計画を推進してまいります。</p>

パラリンピックムーブメントは、様々な障害のある人の生活の質の向上を目指す方向性を持っています。

・参考；日本障害者スポーツ協会サイト
／パラリンピックとは

<http://www.jsad.or.jp/paralympic/what/>
パラリンピックや協議スポーツは、多くの人にとって自分の身には関係ないとなりがちですが、「パラリンピックムーブメント」を正しく理解すれば、多くの障害のある市民と関わる人々がバリアフリーの担い手となりより良い横浜の地域づくりを加速します。

「情報収集と発信」

私どもは国内外の障害者スポーツの現地取材 16 年間行っています。これまでも全国の地域で取材報告やイベント、写真展を開催しています。横浜でも中区情報文化センターみなとみらい地区、横浜ラポールなどでの活動実績があります。また、2016 年には、横浜大さん橋フェスタで2日間にわたる「パラスポーツ in 横浜大さん橋」で体験交流会を開催しました。以下パラスポーツ啓発の協働イベントの事例となります。

(東京都) アジアユースパラゲームズ東京 2009 オフィシャルメディアチーム

<http://www.parapgoto.org/tokyo2009/>

(横浜市) ヨコハマ・パラスポーツ・コドモ新聞「ritomo」テスト号

http://www2.yspc.or.jp/ysa/press/27pdf/kisyahappyo_20150414_4.pdf

横浜大さん橋フェスタ 2016「パラスポーツ

ツ in 横浜大さん橋」

<http://pierfes.com/maininfo2016/paras>

p

林市長とティーミーティング（報告）

<http://www.paraphoto.org/?p=8094>

他、パラリンピック会場と全国各地をつないだ「増える写真展」などの企画があります。

自治体だけではなく、小学校、商店街、などでも開催していただき、インターネットによるメディアリテラシーに醸成に楽しみながら関わる事ができる。提案をいたしております。

実質的な協働によるこれらのイベントを通じて、強く提案することは、パラリンピック、障害者のスポーツについては、福祉局（福祉）、市民局、体育協会（障害スポーツ）、教育委員会（教育）、法務局（人権）の角度から連携して取り組むことでありたいということです。中心となる軸は各局内で培われてきたことですが、お互いの重要性を見つめ直す機会として、行政の皆様が据え直す機会としていけることで、やはり、2020後への街づくりの加速につながる人材開発の仕組みを作ると思います。

特に、教育現場においては、小学校教員の多忙化による問題が深刻化しており、

「パラリンピック教育」を活用して小学校の先生のサポート行い、さらに障害者のスポーツ現場を飛躍的に拡大する人材開発の仕組みづくり「バリはま！」を、すでに提案しております。

	<p>また、私の意見や提案は、取材現場、横浜ラポールの障害者スポーツ指導員の方々にもご意見を聞きながら、私の提案というよりはパラリンピック・スポーツに関わる人々の思いや願いを受け止め日々の企画として提案させていただいています。</p> <p>私自身は取材の立場ではありますが、協働などにより何らかの役割をもたせていただき横浜の街づくりに活かせることがあれば幸いです。</p>	
	意見の内容	本市の考え方
195	<p>「テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ」について。</p> <p>・ヘルパー事業所により出来る事、出来ない事があるのが不満。例えばある事業所はボッチャに参加できるのに、ちがう事業所では出来ないところもある。なんとかしてほしい。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。事業者については、今後、事業の趣旨等について周知徹底を図ってまいります。</p>
計画全体に関する意見等		
196	<p>人材確保は施策全ての前提となる課題です。大胆な施策を望むとともに、次期プラン策定にあたっては独立した項目としてください。</p>	<p>頂いた御意見を参考に、福祉人材の確保に向けた取組を一層推進してまいります。</p>
197	<p>現場で働く人達が書類の作成等におわれ、当事者にかかわる時間をとれないなどをみていると疑問に思います。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
198	<p>事業所を運営していて厳しい状況があります。例えば横浜市の施策の方向性が見えないこと、委託を受けても運営が困難な委託費が多々あります。どうかしてほしいと思います。</p>	<p>委託については、人件費・固定費等細かく積算し、設計書を作成しております。困難な委託等については所管課に御相談をして頂ければと思います。頂いた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

	意見の内容	本市の考え方
199	評価が「△」となっているのについて、原因・情勢の変化について説明が不足しているように思います。事態の改善、推進を図るには関係者、市民との情報共有がまず必要です。	評価が△となっている事業については、原因や課題等を踏まえて、市民説明会等の機会を捉え適宜情報を発信していくとともに、さらに取組を進めてまいります。
200	障害者支援に関わる機関、人も増えていますが、本プランの周知があまり進んでいません。プラン・テーマの個別計画にもっと意見を出したいところですが、声を出すべき人が出せてない、それより届いていないと感じています。	プランの取組状況については毎年度市民説明会を開催しているほか、関係団体や各行政機関等の協力を得ながら周知を図っています。今後も多くの方に周知できるよう検討します。
201	福祉と教育の連携が様々な制度の枠組で分断されていることを感じています。今後の計画づくりで円滑になることをながっています。	様々な支援を通じ、今後も福祉、教育、医療と連携しながら、本プランを推進してまいります。
202	40 数年、その子の兄弟姉妹や地域の方、仲間と遊んだり、旅行したり手探りで工夫して子育てをしてきました。その間福祉の世界は大きく変化し、医学も進み数多くのあったらいいなという施策が形になりました。この子達があたりまえのように街中で健康的に暮らすための施策です。しかし現在、かつてない高齢化時代を迎え、今まで親でできた事が出来なくなり、地域で生きることの困難さを痛感しています。親あつての地域です。たとえば、できるだけ長く地域で暮らせるために、サポートシステムの充実、入院中の親に代わりヘルパー派遣、ミドルスティの充実（たらい回しにすると本人が不安定になり、後が大変です。何でもその場しのぎにするから、次の問題が起こるのでは？）新しいシステム施策を考えるのも大切ですが、今あるシステムも整理と工夫で人員不足、福祉の仕事に従事されている方達が楽しく誇りを持てるようになれるのではと思っています。	住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域での生活支援の充実や必要な施設の整備を進めてまいります。また、頂いた御意見を踏まえて、現場の皆様とともに人材育成に取り組んでまいります。

	意見の内容	本市の考え方
203	<p>@全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標についてはニーズの把握があつて初めて設定しうるものだと思います。過去の実績や予算状況ではなく、当事者の実態を根拠に数値目標を設定してください。 ・ ニーズや課題は表出している部分ではなくその構造や因果関係に着目して考え、そのうえで力点を明確にしてください。 ・ 『親なき後』ではなく、成人期の障害者の地域生活は社会全体で支えるのだという姿勢を明確にし、そのうえで健康福祉局にとどまらず市役所全体を巻き込む横断的な施策を推進してください。 	<p>今回の中間見直しにあたり、ニーズ把握として、当事者や関係者団体と意見交換会をし、また市民の皆さまから多くの御意見を頂戴しました。今後も横断的に本市障害福祉施策を推進してまいります。</p>
204	<p>「テーマ2 住む、そして暮らす」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親はやがて年をとっていきます。この先障害のある人たちは未来が見えません。明るい未来を希望します。人は皆、同じです。 	<p>御意見として今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
205	<p>評価については○と△のみとなっていますが、×はないのですか？人材確保などは×ではないのですか？</p>	<p>×は効果が得られなかった場合の評価となります。人材確保については、関係機関の皆様の御意見を聞きながら、引き続き必要な取組を進めてまいります。</p>
206	<p>全体に障害者プランは3障害といいながら、身体・知的障害が主で、精神障害者の施策はあまりない</p>	<p>頂いた御意見を参考に、今後も「疾病」と「障害」を併せ持っていることに配慮した施策を展開してまいります。</p>
207	<p>プランは網羅的に様々な施策が挙げられているが、実際には目標達成までのプロセスは階層的になっていると思う。地域移行とグループホームの設置が関連性をもって進めていると思う。人材確保というところも。どの事業に力点を置いてやるべきか示してほしい。たとえば社会参加のためのイベントを実施してもそこまで出かけるための移動支援が必要。階層や構造に注目にしてプランを見直してほしい。</p>	<p>御意見として参考にさせていただきます、本人・家族・事業所の方々から、様々な御意見を頂きながら進めてまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
208	<p>親なき後という言葉が出てきているが、逆に言うと親が居るうちには親がやらなければならないという風にも受け止められられかねない。やはり、成人期の障害者は社会で支えるという姿勢を示してほしい。</p>	<p>御意見の趣旨は、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>
209	<p>フィンランドのネウボラにならい、地域での切れ目ない支援のために、十分な数の保健師やソーシャルワーカーを配置してほしい。同一の保健師やソーシャルワーカーによる地域に根差した継続支援であってほしいので、保健師やソーシャルワーカーの人事異動を可能な限り行わないでほしい。</p>	<p>ソーシャルワーカーや保健師による地域に根差した継続的な支援を引き続き実施して行きます。</p>
210	<p>薬物依存の家族は、周囲から犯罪者の家族という認識を持たれており、そのことを隠して生活をしているため、どこからも支援がない。依存症は、行政もWHOも障害と認めているが、精神障害者の中でも肩身が狭い。家族は疲弊し、我慢をしている。薬物依存の家族支援について、具体的に障害者プランに明記してほしい。薬物依存は、差別的な扱いがあるが、こころの病である。</p>	<p>依存症の方にも御利用頂ける福祉サービスは障害者プランに掲載されており、プランの中では特定の疾病等に限った支援策の掲載はしておりません。アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進については、「よこはま保健医療プラン 2018（素案）」に盛り込んでいることから、今後は、よこはま保健医療プランと障害者プランの整合性について検討してまいります。</p>
211	<p>取組1-2相談・支援について。依存症相談支援センターの新設について、遅れているアルコール、薬物等の依存症対策。平成29年9月26日付け、法務省再犯防止推進計画案では、市町村の役割を各種明記している。それを踏まえ、薬物依存対策を障害者プランに明記してください。アルコール問題担当係長、こころのセンターでのプログラム、広報活動だけで済む話ではないのではないかと。</p>	<p>依存症の方にも御利用頂ける福祉サービスは障害者プランに掲載されており、プランの中では特定の疾病等に限った支援策の掲載はしておりません。アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進については、「よこはま保健医療プラン 2018（素案）」に盛り込んでいることから、今後は、よこはま保健医療プランと障害者プランの整合性について検討してまいります。</p>

(4) その他（個別的な意見、感想など）

	意見の内容	本市の考え方
テーマ1 出会う・つながる・助け合う		
1	計画相談の実現を大いに期待します。	計画相談支援の推進に向けて、様々な取組を進めます。
2	基幹相談支援センターの相談受付実績で、精神障害者はどの程度のパーセントを占めているのか。	平成28年度では、約8パーセントとなります。
3	ことばの使い方での質問です。発達障害の定義は「知的障害」がないというのが前提ですか？同じB2の手帳でもIQ50～75の軽度知的障害＋自閉症スペクトラムは≠発達障害、IQ75～91の境界域＋自閉症スペクトラムは＝発達障害として扱われ、療育手帳＋発達障害の支援をIQの高い対象の方が手厚く扱われがちであるようです。IQ50～75くらいの人の支援は教育（養護学校小中学部入れない、通級もできない）や就労の可能性も含め手がでないイメージをもっています。教育部門の「発達障害」と行政の「発達障害」の定義が一致しているのか。違うのならその中身をきちんと文書化して説明して欲しい。	発達障害の定義においては、知的障害の有無を前提とはしていません。発達障害は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）で定義されており、健康福祉局はこの定義を用いています。教育委員会事務局も同様です。
4	選挙公報については、点字版は発行されますが、音声版は選法律の関係で認められていないため作れませんという話があるそうです。点字は特殊なもので普通の方にはなかなか分からないもの。とても分かりづらいものというところがあるなか、音声で話が出てきたものであれば軽易であり、色々な人にとって分かりやすいと思う。	市議員及び市長選挙の選挙公報は、公職選挙法の定めにより候補者の政見原稿をそのまま印刷しなければならず、選挙管理委員会では選挙公報の点字・録音版を作成できません。そのため、市内のNPO、ボランティアが作成した選挙公報の点字・録音版を購入し希望者へ配布しています。
5	災害対策において、要援護者については、自治会に入っているという方は民生委員さんなどが把握されていると思います。しかし、入っていない人たちは、どのように把握すべき方に情報を持っていくのでしょうか。	要援護者の把握については、自治会・町内会や民生委員による見守りのほか、お茶会やサロン等への参加による顔の見える関係づくりなど、地域によって様々な取組があります。御近所や地域の方と顔見知りになることで、災害時の助け合いにつながるものと考えています。

	意見の内容	本市の考え方
6	個人的な事ですが、呼吸器機能障害のため、坂や階段が利用できません。避難所に指定されている場所はたいてい高台にあります。	災害から身を守るためには、日頃からの地域での支え合いや要援護者との関係づくりといった共助のほか、要援護者の方にも、防災訓練への参加や、避難の際は支援が必要となることを近隣の方に事前に伝えておくといった自助の取組も大切です。今後も、要援護者を支援するための自助・共助の取組を進めていきます。
7	災害の際、一時的に、近隣の避難所に避難すると思います。しかし障害児者との避難生活は不安・不便が伴うので、いずれは特別避難所、或いは在籍する特別支援学校に移動することになると思います。居住地区周辺の特別避難所がどこにあるか、どういう設備が利用できるか、本校は川崎市に所在するため、知る機会がないのが現状です。・本校では、川崎市の災害担当の職員とは連携していますが、横浜市の災害担当の方とは、どの程度連携できているか在校生には周知されていないのが現状です。	今後、チラシの配布やホームページへの掲載も含めて、特別避難場所に関する周知・啓発に取り組んでいきます。
8	要約筆記者の派遣についてPRをした結果徐々に利用者が増えて有難い。32年度までの利用の見込み地は横ばいとなっているが、これはどのような考えに基づいているのか。	要約筆記者の派遣利用者数の実績は伸びていますが、平成29年度の計画値程度を見込んでいるため、30年度以降の計画値を平成29年度と同程度と設定しました。
9	人工肛門の会として、ストマ用具の保管について、協会では100名程度保管をしたと聞いているが、横浜市の現在の状況を教えてほしい。	平成29年度は103名の方から利用の申し込みを頂きました。

	意見の内容	本市の考え方
テーマ2 住む、そして暮らす		
10	グループホームに聴覚障害者がどれくらいいるのか分かれば教えてください。	グループホーム入居者における聴覚障害者の人数は把握しておりません。
11	横浜市営住宅からろうあ者が2人追い出されました。理由は家賃滞納。実際にはそれだけの問題ではなく、コミュニケーションの問題など聴覚障害の問題があるのではないかと思います。ろうあ者はコミュニケーションの問題から民間住宅に入れられないという不安を常に持っています。	障害を理由とした入居の拒否は障害者差別解消法で禁止されています。障害者世帯には市営住宅抽選時の当選倍率優遇を行っており、家賃は申請により減免しています。しかし、文書等による再三の催告によっても家賃滞納が解消されない場合は、法令に基づき住宅明け渡しを求めます。なお、明け渡しにより福祉的支援が必要となる方には、区役所と連携した支援を行っています。
12	「テーマ2 住む、そして暮らす」について。 ・電動ベットなどの設備をもっと手に入る補助が欲しい。	電動ベットの購入については、介護保険制度や重度障害者（児）日常生活用具給付等事業の利用が考えられます。こちらの制度について御検討、御相談ください。
13	サテライト型の住まいについての記載が見当たらない。サテライト型の住まいはサポートホーム事業に含まれるという理解でいいのか	サポートホーム事業は、グループホームにおいて、発達障害のある方へ一人暮らしに向けた支援を行う事業で、サテライト型の住まいとは異なります。
14	「テーマ2 住む、そして暮らす」について。 ・グループホーム職員との人間関係がづらいことがある。	区役所に配属されている御自身の担当ソーシャルワーカーにまずは御相談ください。
15	グループホーム新規200人に対するの根拠を教えてください。	施設や病院からの地域移行や、近年のグループホームの設置実績を踏まえ200人としています。
16	現在のグループホームの3障害別の数を教えてください。	【平成29年7月1日現在】 ・身体 26ホーム/129人分 ・知的 576ホーム（運営委員会型GH含む）/3,093人 ・精神 104ホーム/756人分 ただし、「知的障害の他に精神又は身体又は三障害を受け入れる」としているグループホームについては、知的障害としてカウントしています。

	意見の内容	本市の考え方
17	高齢化・重度化対応のグループホームの検証検討をし、モデル事業が終了し、通常業務へ移行とはどういう事か	モデル事業としての運営は終了しましたが、引き続き同じ形態で運営をしています。
18	高齢化・重度化グループホームについて、具体を教えて欲しい。	高齢化・重度化グループホームでは、満60歳以上の方や重度身体障害の方を入居対象としたモデル事業を実施しました。
19	<p>障害者の地域移行や親元からの独立単身生活を進めるにおいて、相談支援や自立支援アシスタント的な支援もとても大事ですが、今日の御飯を作り、入浴就寝まで寄り添う生活そのものを支える居宅介護の供給の絶対量が不足しています。</p> <p>緊急性がなければ自分で事業所を探す現状も大変ですし、頼りにしたい計画相談も数が少なく、セルフプランにせざるを得ない。また、青年期以降の地域生活自立を支えるだけの資源を計画相談事業所自体がお持ちなのか不安になります。</p> <p>明日、親がいなくなった時に誰が彼らの毎日を支えるのか、具体的なプランや事業所を提示してください。</p>	御意見を踏まえて、今後も具体的な事業や取組を行うにあたっての参考とさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす		
20	<p>インスリン依存性糖尿病で1日4回のインスリン注射とてんかんもあり4種類の抗痙攣剤を服用してます。他科で入院措置が必要な時、こども医療センターでは慢性疾患は主治医の治療を受けながら他科にうつることもできました。成人病の総合病院では縦割りでこのような連携がありませんし、必要な科がなければ、他の病院を探さなければなりません。コミュニケーション能力のない障害者がかかる時に普段診ている主治医が連携して関わってくると、とても安心ですし、慢性疾患が入院中悪化することも防げます。また総合病院には成人障害者の入院場所がないため、現状では小児科または特別室になるようです。国立成育医療センターでは小児科からみた患者は成人後も継続して診てくれるシステムになっていると聞いております。こども医療センターに成人病院を併設して引き続き診てもらえるようにしてください。そうすれば成人後も安心して入院場所に困らず安心して1つの病院にかかることができます。</p>	<p>医療的ケアを必要とする障害児・者の在宅生活を支えられるよう、医療機関ネットワークの構築等に取り組んでまいります。</p>
21	<p>医療機関ネットワーク等の構築について、〇となっていますが、どのような実態を把握して、今後どのように進めてゆくのか、積極的に公開し早急に推進してゆくことを期待しています。</p>	<p>今後、医療的ケアを要する障害児・者の生活を支えるための支援体制の構築について、関係局と連携し、検討して参ります。</p>
22	<p>知的障害者対応専門外来について、4病院目を開設するとのことだが、既存の3つの病院では毎日のように外来で受け付けを行っているのか。また、どのくらいの患者を受け付けているのか。さらに、4病院目でも、どのくらいの患者を想定して、どれくらいの頻度で受け付けるのか気になる。</p>	<p>知的障害者対応専門外来は、月1回以上かつ1日につき3時間以上の外来診療時間を設けることとしています。</p>

	意見の内容	本市の考え方
23	コーディネーターの配置ということですが、これは具体的にコーディネーターという人を新たに配置するということですか？	コーディネーターを養成し、新たに配置することを検討しています。
24	コーディネーターの配置について、たとえば各区や地域別に配置するということですか？	コーディネーターの配置場所については、今後検討して参ります。
25	医療的コーディネーターの配置ということだが、人工内耳に関して書いてあると受け止めている。小さい子どもたちが一方的に聞こえない子どもたちが両親の判断で人工内耳をつけられてしまう。聞こえる子どもと同じ等に育てたい思いから装着させられる問題がある。人工内耳の良い面、悪い面があるがそのことについても勉強が必要だと思う。	計画を推進するにあたり、頂いた御意見を参考にさせていただきます。
26	医ケアのある人が入居している。計画相談とホームの職員の間でコーディネーターが入るイメージがわからない。グループホームの立場で言うと、医ケアは増えている。計画相談もこれから入るので、それともどういう関係になるのか。	コーディネーターは、医療的ケア児・者等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋げることを想定しています。
27	テーマ3の新規の医療的ケア児者の支援に関することですが、関係機関の協議の場とは、具体的にはどのような内容なのでしょう。	医療的ケア児・者等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を行う予定です。 具体的な内容については、今後検討して参ります。
28	入院中のコミュニケーションとは異なりますが、コミュニケーション以外でも一人暮らしをされている方に安心して入院できるサービスを考えてほしい。たとえば洗濯や歯磨きなど。	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業は、医療機関スタッフとのコミュニケーションを行う際にその支援を支援員が行うものです。入院中の看護、療養の支援は、医療機関が診療報酬の中で行うものと定められており、それらを目的とした派遣を行うことは困難です。

	意見の内容	本市の考え方
29	以前精神科に入院する言語障害のある方がいて、入院時コミュニケーションの担当者に連絡を入れたが、精神病院は対象としていないと言われてしまった。精神科も対象となる制度としてほしい。	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業は、四肢麻痺、知的障害、精神障害によってコミュニケーションが困難な方を対象としています。なお、精神科への入院については、その入院基準に照らし合わせて考えると本制度の支援内容が有効とは考えにくいことから、対象としておりません。
30	取組3-2のバリアフリーについて。エレベーター等の設置や、例えば誘導ブロックを設置したよということでバリアフリーが完了したということとはとんでもなく、バリアというのはいろんなところにあります。たとえば私は弱視で、色々なところが見えづらい状況です。見えづらいところを見えやすくしていただくのが、バリアフリーではないかと考えます。東急東横線の駅の表示は黒いバックで白い文字に全て変わりました。ところが他の沿線の中にはいまだに白いところに黒い文字で書かれていて非常に弱視の人には見えづらいものがあります。さらに、横浜市営バスの行き先表示はオレンジ色ですが、他のバスでは白色LEDで非常に分かり易いものがあります。運転手さんも行き先の案内をしてくれない。それから自動放送が出るんですがそれも止めてしまっている。そのため、違うバスに乗ってしまうことがあります。こういう間違いが無いようにするのがバリアフリーではないかと思えます。	本市福祉のまちづくり条例に基づき、まちのバリアフリー化と思いやりの心の醸成に取り組んでいます。その取組の一環として、カラーユニバーサルデザインの普及啓発を行っています。今後も引き続き、様々な立場の方が暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。
31	「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について。 ・電車やバスの特定の場所だけではなく、もっと乗りやすい場所を増やして欲しい。	本市福祉のまちづくり条例では、一定規模以上の建築物等の新設や改修時にバリアフリー基準へ適合することを義務付け、施設整備者との事前協議を行っています。整備基準では車両の形状についての定めはありませんが、頂いた御意見は事業者等にお伝えしていきます。

	意見の内容	本市の考え方
32	<p>「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動ドア（手で触れないと開かない） 	<p>本市福祉のまちづくり条例では、一定規模以上の建築物等の新設や改修時にバリアフリー基準へ適合することを義務付け、施設整備者との事前協議を行っています。</p> <p>整備基準では、出入口の戸の構造は開き戸よりも自動引き戸が望ましく、開閉速度や感知範囲を高齢者、障害者等が利用しやすいよう設定することが望ましいと定めています。</p> <p>今後も、整備基準に基づいたバリアフリー化を進めるよう事業者等に働きかけていきます。</p>
33	<p>「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレが障害者のために使われているとは限らない。（健常者が平気で使っている現状） 	<p>本市福祉のまちづくり推進指針では、一般トイレを利用できる方は多目的トイレの長時間利用を控える等利用マナーの遵守を呼びかけています。</p> <p>今後も引き続き、利用マナーの向上や思いやりの心の醸成などに取り組み、様々な立場の方が暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。</p>
34	<p>「テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ」について。・ベビーカーが増え車椅子が通りづらくなってしまった。</p>	<p>本市福祉のまちづくり条例に基づき、まちのバリアフリー化と思いやりの心の醸成に取り組んでいます。今後も引き続き、様々な立場の方が暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。</p>
35	<p>「テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅のバリアフリーを考えてほしい。東京駅は各ホームに必ずエレベーターがあるのに、横浜駅はない。車椅子の事を考えているとは思えない。 	<p>本市福祉のまちづくり条例では、公共交通機関の施設等の新設や改修時にバリアフリー基準へ適合することを義務付け、施設整備者との事前協議を行っています。今後も、バリアフリー化を進めるよう事業者等に働きかけてまいります。</p> <p>なお、横浜駅については市営地下鉄、JR各線及び私鉄全線のホームにエレベーターが設置されています。</p>

	意見の内容	本市の考え方
36	エスカレーターのこと困っている。今左側に乗って右側が歩行となっているが、手術の影響で左をつかむというのが難しい。右をつかんで待っていて後ろから肩をたたかれてトラブルになった。横浜市として対策がお願いできないか。障害者はエスカレーターに乗ってはいけないのではないかと感じてしまう。	本市福祉のまちづくり推進指針では、エスカレーターでの歩行が危険であることや、片麻痺の方やケガ等で片側が不自由な方のためにも、左右の手すりが常に使用できる状況が望ましいとしています。今後も利用マナーの向上や思いやりの心の醸成などに取り組み、様々な立場の方が暮らしやすいまちづくりを推進します。
37	成年後見制度に関して。市民後見人があると思うが、その市民後見人が受託しているのは障害者なのか。それとも高齢者を対象にしているのか。	市民後見人が受任する案件は、高齢者、障害者ともに対象としています。
38	今後も市民後見人の養成を進めていくと思うのですが、市民後見人はどの程度のことまで受けてもらえるのか。どうして親が後見人の制度を使わないかという、後見人がいないから。自分がやるには高齢だし、そういう方が多いと思う。	市民後見人と弁護士等の専門職などが受任する成年後見人で、基本的な業務の違いはありませんが、市民後見人が受任する案件は、多額の資産を有しない、紛争性がないなどの要件に該当した案件となります。
テーマ4 いきる力を学び・育む		
39	計画相談について、障害児を受け入れてくれる事業所を増やすための施策はどのようなになっていますか。	各関係法人等に、事業所を開所するために必要な研修受講の勧奨や、研修修了者に対して事業所開所の勧奨をするほか、関係各所に事業概要の説明や協力依頼をしております。今後も、障害児相談の推進に向けて、様々な取組を進めてまいります。
40	早期療育体制の充実と並行して、家族支援の一環として兄弟児保育の場をセンターが主体となって設ける方向に進めてほしいと思います。幼児期においては、子どもだけを支援するのではなく、家族をまるごと支えるような仕組みを早期療育体制の充実と併せて整備して頂ければと思います。よろしくお願ひします。	頂いた御意見については、今後、地域療育センターの運営の参考とさせていただきます。

	意見の内容	本市の考え方
41	<ul style="list-style-type: none"> ・本校には、青葉区の児童生徒が多数通学しています。医療ケアを必要とする知的障害児は、本校に通学していますが、肢知併設校であるにも関わらず、学校配置の看護師によるケアを肢体コースの児童生徒と同様には受けられない状況です。 ・本校青葉区在住の児童生徒も、通学区に従い本校に通学しているのですが、川崎市に所在するため横浜市の施策から漏れていると感じるところがあります。県にも要望していますが、制度や行政区割りの谷間に陥っている児童生徒が存在することに留意していただきたいです。 	<p>頂いた御意見については、神奈川県教育委員会に伝えてまいります。引き続き、県教育委員会及び川崎市教育委員会と情報共有及び連携を図ってまいります。</p>
42	<p>神奈川県立であり、川崎市に所在するという特殊性に鑑み、この度保護者有志で、パブリックコメントをまとめました。</p> <p>なお、制度について、誤解があるかもしれません。悪しからずご了承ください。</p> <p>前提として、横浜市の施策について理解を深めるため、本校で横浜市障害者プランに説明会を開催していただきたいです。潜在的なニーズ発掘やアイデア、当事者の主体的な取り組みのきっかけに繋がるのではないのでしょうか。</p>	<p>頂いた御意見については、神奈川県教育委員会に伝えてまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
43	<p>林文子市長にお願いします。北綱島特別支援学校が閉校した場合、市北部に特別支援学校が無くなってしまふことを、今一度、分布図をひろげて見てください。将来的には県と調整して、偏りのないかたちに進めていけるよう努力するというのなら、県の横浜市北部への特別支援学校新設の見通しがついてから、改めて北綱島特別支援学校の閉校の検討をするべきではないでしょうか市教委の方に何度同じことを訴えても何も進みません。高齢者、待機児童だけでなく、障害児にも目を向けてください。市長自身がこの問題をどのようにお考えになるのかを市長の言葉でお聞かせください。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
44	<p>取組 4-2 事業名「特別支援学校の再編整備」について、これが平成 32 年度目標「再編整備終了」となっています。他の事業が「推進」となっているのに、この事業のみ「終了」というのは変ではありませんか。悪意さえ感じます。こういうのを「言葉によるいじめ」というのですよ。そうしたことに気がつかないのですか？</p> <p>気づけない人が担当しているのですよね。保護者対応について、委員会担当者とか大いにもめていると聞いています。どんな根拠をもって「終了」と表示しているのですか？悪意ですか？嫌がらせですか？おかしな話です。平成 32 年度といわず、今すぐに保護者の理解と納得の上、北綱島特別支援学校に関わる整備計画の必要な見直しと修正・存続について判断すべきです。そうした意味でのあらそいの「終了」という意味ならば理解できます。しかしこの表記ではそうしたニュアンスは伝わってきませんよ。「30 年以上在住の横浜市民より」</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
45	<p>北綱島特別支援学校分教室化及び、横浜市特別支援学校再編整備計画の凍結を望みます。・北綱島特別支援学校に関して、障害者プランで評価〇、32年度終了と書かれていますが、事実と異なります。なにをもって評価〇としているのでしょうか？保護者は全く納得していません。障害福祉部としても、他人事とせず、「障害者差別解消法」に反することとして、受け止め、市長、教育長、教育委員会、健康福祉局全体で議論していただきたいです。数人の教育委員会のかたが勝手に決め、事前に有識者会議も、保護者説明会も無しに、閉校を強行する姿勢が理解できません。議会や教育委員、福祉関係者、他学校関係者には、教育委員会に都合の良いことしか言わず、強行しようとしています。・北綱島特別支援学校は、横浜市内で障害の度合いが重度である児童生徒が一番多く通う学校であり、再編整備により、学校が閉校や分教室になったり、不安定な環境では、児童生徒が、命の危険にさらされます。問題が多いまま強行すれば、もしも何か事故があった場合、見切り発車をしたと、横浜市教育委員会の問題が、公になると思います。・分教室で期限を撤廃しての存続とは、だれがどう保証するのでしょうか。横浜市北東部に住む障害のある児童生徒の教育を受ける権利を蔑ろにしています。説明会では、仮に再編整備により、学校に通えなくなる児童生徒が発生しても、訪問学習という方法があるから、学習権の侵害に当たらないと教育委員会は説明しました。このことは、障害者が長年願ひ、先輩方の運動の末獲得できた権利・歴史を後退させる暴挙です。</p>	<p>特別支援学校の設置や閉校に関しては、行政委員会である教育委員会事務局の権限です。頂いた御意見は教育委員会に伝えさせていただきます。</p>

障害福祉部として、このような差別的行為をどう考えているのでしょうか？・分教室は、校長先生はいなく副校長先生となります。重度の児童生徒が多く救急搬送も多い北綱島特別支援学校の状況をわかっているのか疑問です。分教室になると、看護師さんは減らされ教職員の負担が増えます。一方、新設される左近山特別支援学校は、再編整備を謳いながら、周辺の特別支援学校在校生には転校しなくて良いので安心してくださいと説明しているので、新入生や加えて何人かの人数構成となり、学校として、成り立つのか疑問です。上菅田から遠く、70～80人の北綱島が分教室で、人数が少ない左近山が学校とは、理解できません。・教育委員会は、特別支援学校を設置する義務は市ではなく県にあると、投げています。肢体不自由学校が5校から6校にできない理由はなんのでしょうか？学校であると国や県から補助金が入ると思いますが、分教室にすれば、全額横浜市負担です。予算予算と言いながら、横浜市が分教室を負担し続ける理由は何ですか？分教室として期限なく存続すると言いながら、ただの絵にかいた餅に過ぎないと思います。・問題だけの、この北綱島特別支援学校閉校分教室問題、横浜市特別支援学校再編整備計画の凍結を希望します。

	意見の内容	本市の考え方
46	<p>テーマ1の「障害者差別解消の推進に関する取り組み指針」等を策定しました。の中に以下を追加してください。</p> <p>追加施策特別支援学校の設置義務を県にばかり求める事は止めて、横浜市として責任を持って設置して行きます。追加理由</p> <p>横浜市教育委員会が肢体特別支援学校再編整備計画の中で「特別支援学校は県に設置義務があるので、北綱島特別支援学校を閉校する」としていますが、これは明らかに障害者差別に当たると考えます。</p> <p>特別支援学校は県に設置義務があると言うのは、障害者差別解消法が施行される以前の考え方です。</p> <p>すでに施行されており、この考え方を改める時期が来ています。</p> <p>障害者プランにはこのような事を防止するような文言が必要と考えます。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
47	<p>関わる先生方が良い指導ができるためには、スキルもそうですが、ゆとりをも持って子ども達と向き合えるサポート体制が必要なのではと思います。</p>	<p>頂いた御意見は、校内の支援体制構築に向けた参考とさせていただきます。</p>
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ		
48	<p>就労について。就労定着支援事業 新規 国の基準が示されたら検討でいいのか。</p>	<p>引き続き国の動向を注視していくとともに、状況把握に努めてまいります。</p>
49	<p>就労移行が関わっているという理由で、就労支援センターの定着支援の方が関わっていただけない状況がありました。例えば平成30年ぐらい厚生省の通達では出ていると思うのですが、横浜市のほうで定着支援のそういった事業の想定とは検討されたりとかするのでしょうか。</p>	<p>引き続き国の動向を注視していくとともに、状況把握に努め、就労支援センターとの連携を検討してまいります。</p>
50	<p>就労継続Bの事業所は、入院の人の利用者は請求できない。今の制度の中では受けきれない。</p>	<p>就労継続支援B型の事業所の利用者が入院等によりサービスの提供をしていないときの給付費の請求は、現在の国の制度では困難です。</p>

	意見の内容	本市の考え方
51	各サービスを計画に基づき充実していくことは重要ですが、それとともにサービスの質を確保する方策も必要ではあると考えます。特に計画を上回る実績が達成できているサービスについてはこの点が重要であると思います。(放課後デイサービス、就労移行支援事業など)	就労移行支援事業については、引き続き福祉サービス事業所の質が向上するよう支援・指導してまいります。
52	就労移行支援事業所が急増しています。質の担保についてはどうお考えですか？また利用する側からすると選択しが増えるのはいいことですが、逆に各事業所の特徴がつかみにくいという弊害も考えられます。これについてどう取り組むか教えてください。	引き続き福祉サービス事業所の質が向上するよう支援・指導してまいります。また、各事業所の情報は、ホームページ(「障害福祉情報サービス神奈川」)等で御確認頂くか、お住いの区役所等で確認ください。
53	高齢化への対応も重要ですが、毎年卒業してくる特別支援学校の生徒の受け皿となる作業所等の整備が緊急と感じます。卒業生は増加する一方で、活動ホームの家賃補助が削減される現状を市が今後どうしていくのか。市が独自で作業所等を運営するのか。早急な対応をお願いします。	地域活動支援センターに対して補助している借地・借家費は削減していません。また、障害者地域活動ホームは、市有地での事業であるため、家賃は発生しておらず、補助制度自体がありません。
54	移動情報センターに身体介護をつけれられないか。	移動情報センターでは、移動支援に関する相談窓口として、ガイドヘルパーやガイドボランティアの利用に係る相談及びコーディネートを行っています。
55	移動支援センターの運営について非常に良いことだと思う。しかし聴覚障害は対象外と聞いている。そのあたりどのようにご説明いただけますか。	移動情報センターでは、移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて、各サービス事業者の情報提供や紹介等を行っており、聴覚障害児者を対象外とはしていません。ただし、事業によって対象外となるものがありますので、御理解頂きますようお願いします。
56	余暇を楽しむ。もっとレジャー・スポーツセンターなどの無料化や割引率の上昇を求む。理由としては、偏見・差別を受けている事実からVIP待遇まではいかなくても、もっと優遇されてもいいと思う。	頂いた御意見は、関係部署と共有してまいります。

	意見の内容	本市の考え方
57	文化・スポーツ・レクリエーションについて。「障害者の芸術を支える人材、団体等の関係機関によるネットワーク化を図り、芸術活動の情報収集、発信を行う拠点を設置します。平成 29 年度から事業化をするため予算を配分しました。」となっているが、精神は、程度ないのと同じ。今度の見直しで、精神障害者の関係団体で構成する精神障害者スポーツ、芸術文化推進会議（仮称）の設置及び、ニーズ調査や、普及啓発、裾野を広げる各種教室の開催等を明記してください。	障害者が主体的に文化芸術活動へ参加する環境及び仕組みを整備するため、課題の抽出や人材育成研修、ジャンルを問わない企画展の開催を通じて、関係団体をネットワーク化し、協議会機能の構築を目指します。
58	スポーツ拠点を上大岡のウィリング横浜につくってほしい	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」用途廃止部分を、市内南部方面の障害者スポーツ・文化拠点として、現在再整備しています。

	意見の内容	本市の考え方
59	<p>呼吸器・リハビリテーションの取組がスムーズにできるよう、陳情等をやらせていただいている。ポイントの一つは、私たちが関わっているかかりつけ医の医師について、リハセンターに呼吸器内科の医師の配置をお願いしたい。もう一つは専門医を指導する理学療法士の対応をお願いしたい。さらに、要望書にも例として書いたが、ラポールにもフィットネスルームがあるが、呼吸器障害者が利用できる設備を整備してほしい。呼吸器のリハビリはあまり特殊なものではない。実際には筋力強化、特に下半身の強化。リハビリを行う場については、ラポールの1階のフィットネスルームは利用しているがあまり対応できていない。スポーツ指導員のメニューを作成するには500円かかる。役員会があるときに11時くらいに始まるが、その前に、1階でトレーニングをしている。ただ、全体的に地域的な問題があるが、ラポールだけでは利用できない。障害者スポーツという視点については、地域で利用できる施設を考えていただきたい。利用する側も積極的な意思をもつ必要があると思う。</p>	<p>地域における障害者スポーツの推進につきましては、着実に進めてまいります。</p>
計画全体に関する意見等		
60	<p>中間見直しとしての評価軸が根拠として分かりづらく、一行でもその理由があるとありがたいです。</p>	<p>御意見の趣旨は、今後の計画策定及び評価を行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>
61	<p>障害者手帳2級以上の人から44歳から年金を出してくれるのではなく、4・5級、せめて3級位の人までは、40歳半ばから、年金が支給できるような取組をしてください。今迄週4日まで働いていたのに、視力低下で週2日までしか働けなくなってしまい困っています。妹は4級です。</p>	<p>年金に係る御意見として、関係部署と共有してまいります。</p>

	意見の内容	本市の考え方
62	マンション管理を生活保護の住宅扶助の対象にしてほしいです。今まで住んでいた親所有のマンションに親の死後も住み続けたいのです。環境が変わると病状が悪化するのです。	生活保護に係る御意見として、関係部署と共有してまいります。
63	医療費の負担額を現状の3割から1割程度に引き下げてほしいです。年金だけなので、病気すると辛いです。	医療費に係る御意見として、関係部署と共有してまいります。
64	特別児童扶養手当を頂いているのですが、とてもありがたいのですが、所得制限があるので残念です。児童手当より特別児童扶養手当の所得制限がとても厳しく、なかなか働けないし、子どもに毎日つきっきり。オムツ代や将来のために所得制限をなくしてほしいです。	特別児童扶養手当は国の制度であり、所得制限を含め、全国一律の運用となっています。

	意見の内容	本市の考え方
65	<p>私は、精神障害者です。</p> <p>1. 住まいについて</p> <p>統合失調症なので、環境が変わることがとても病気に悪く、引っ越すことになると、病状が悪化することは明白です。そのため、現在住んでいる、親が所有者のマンションに、親の死後もずっと一生、住み続けたいのです。親の死後は、経済状況から、生活保護になると思います。マンションの管理費「と修繕積立金」は3万5千円もするので、払えません。現在、生活保護では、マンションの管理費と修繕積立金は住宅扶助の対象にならないと聞きました。そうすると、引っ越しをせざるをえません。病状が悪化してしまいます。アパートの賃料は5万2千円も生活保護の住宅扶助で出してもらえるのに、なぜ、マンションの管理費と修繕積立金3万5千円を住宅扶助の対象にしてもらえないのでしょうか？</p> <p>マンションの管理費と修繕積立金を住宅扶助の対象にしてもらうことを強く希望します。</p> <p>2. 医療費について</p> <p>医療費の負担額を、現在の3割から1割程度に引き下げてほしいです。</p> <p>精神科の他に、たくさん病気を抱えており、整形外科、消化器内科、皮膚科にかかっており、医療費が毎月1万円以上かかっています。</p> <p>年金や自立支援の診断書を書いてもらうのにも、それぞれ1万円、3300円もかかります。</p> <p>医療費だけでなく、当然他の日常生活</p>	<p>生活保護、医療費に係る御意見として、関係部署と共有してまいります。</p>

	<p>費もあるので、障害者年金6万5千円では、とてもまかないきれなく、生活が大変困窮しています。</p> <p>●以上のことは、非常に切羽詰まった、切実な願いですので、どうか検討していただきたく思います。</p>	
--	--	--